

第四十八回 国会参議院農林水産委員会会議録第二十三号

(三八八)

昭和四十年五月十八日(火曜日)
午後二時四十一分開会

委員の異動

五月十四日

辞任
山崎 齊君
田中 啓一君
北條 久義君

五月十七日

辞任
村松 齊君
太田 正孝君
田中 啓一君
村松 久義君

五月十八日

補欠選任
山崎 齊君
田中 啓一君
柏原 ヤス君

六月一日

補欠選任
山崎 齊君
田中 啓一君
柏原 ヤス君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

仲原 善一君
田中 啓一君
森 八三一君
山崎 齊君
矢山 有作君
渡辺 勘吉君

政府委員
農林政務次官
農林大臣官房長
農林省農林經濟局長
農林省農地局長
農林省畜產局長
食糧庁長官

事務局側
常任委員会専門
説明員
食糧庁業務第一
部長

宮出 秀雄君

岡田 覚夫君

赤城 宗徳君
谷口 廉吉君
中西 一郎君
久宗 高君
丹羽 雅次郎君
檜垣 德太郎君

石田 次男君
北條 勝八君
高山 恒雄君
谷垣 専一君
芳賀 貢君
兒玉 末男君
東海林 稔君

衆議院議員
農林水産委員長
代理理事
発議者
発議者
國務大臣

農林大臣
農林政務次官
農林大臣官房長
農林省農林經濟局長
農林省農地局長
農林省畜產局長
食糧庁長官

谷垣 専一君
高橋 勝八君
高山 恒雄君
赤城 宗徳君
谷口 廉吉君
中西 一郎君
久宗 高君
丹羽 雅次郎君
檜垣 德太郎君

委員
青田源太郎君
北口 龍徳君
小林 篤一君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
森部 隆輔君
大河原 一次君
北村 嘉君

○農事の補欠互選の件
○農地管理事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
○酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○沖縄産糖の價格安定等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○部を改正する法律(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を開きます。
まず、委員の異動について御報告いたします。
四月十四日付をもって、委員山崎齊君、田中啓一君が辞任され、その補欠として太田正孝君、村松久義君が委員に選任されました。
正孝君が辞任され、その補欠として山崎齊君、田中啓一君が委員に選任されました。
中啓一君が委員に選任されました。

○委員長(仲原善一君) つきましては、この際、委員長は、先例に従い、理事に山崎齊君及び田中君を指名いたします。
そこで、以上のよきな情勢に対処し、農業に生活の本拠を置き、農業によつて自立しようとする農家が生産性の高い農業経営の基礎を確立し得るよう農業経営の規模の拡大を促進するためには、これらの農地移動をそのまま放置することなく、このよきな農家の経営規模の拡大に役立つよう方向づけを行なうことが必要であり、このため農地取得のあつせん、売買その他農地移動の円滑化に必要な業務を行なう公的機関を設立する必要が

○牛乳法案(衆議院送付、予備審査)
○甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(衆議院送付、予備審査)
○八郎潟新農村建設事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○積雪寒冷作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○繼續調査要求に関する件

○政府委員(谷口廉吉君) 農地管理事業団法案につきまして、その提案の理由及びおもな内容を御説明申し上げます。
農業と他産業との間の生産性の格差及び従事者の生活水準の格差を是正することは、農業基本法に掲げられたわが国農政の基本的目標であります。が、必ずしもその是正が進みつつあるとは言いかたい状況にあり、他方、開放経済体制の下において生産性の高い農業経営の育成が急務となつてゐるのであります。

あるのであります。

このような観点から、農地等の権利の取得が農業経営の規模の拡大等農地保有の合理化に資するより適正円滑に行なわることを促進するために必要な業務を行なわることを促進するためを設立することとしたものであります。この法律案は、農地管理事業団の組織、業務、財務等に關し所要の事項を定めたものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。任免等につき所要の規定を設けております。

第一に、農地管理事業団の組織等につきましては、全額政府出資の法人とし、当初の資本金を一億円とし、政府は必要に応じ追加出資をすることができるととしておりますほか、役員の定数、任免等につき所要の規定を設けております。

第二に、事業団の業務に関する規定であります。

まず、業務の範囲につきましては、農地、採草放牧地及びこれらの土地の付帯施設について、売買または交換のあつせん、取得に必要な資金の貸し付け、これらの買い入れ、交換及び売渡し、これららの借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けの業務を行なうこととしております。

次に、事業団は、農林大臣の指定した業務実施地域内にある農地等について業務を行なうものとしておりまして、この業務実施地域は、都道府県知事が関係市町村に協議の上申し出た場合、土地の農業上の利用の高度化をはかることとされる農業地域で農業構造の改善を行なうため農地等の権利の取得を適正円滑にすることが特に必要な地域を指定することとしております。

次に、事業団の業務執行の方針につきましては、自立經營になることを目標として經營の改善を行なうこととされる農業地域で農業構造の改善を行なうため農地等の権利の取得を適正円滑にすることとしております。

以上のほか、事業団の業務の運営方法につきま

しては、貸し付け金及び売り渡し対価の償還条件

は、年利三分償還期間三十年以内の年賦償還とし、一定の場合における一時償還及び償還の猶予に関する規定を設け、また農地等を売り渡す場合は一定の基準により買戻しの特約をつけ、売り渡した農地の耕作をやめた等の場合には買戻しを行なうこととしたほか、農地等の信託引き受けについての信託法の特例、金融機関及び地方公共団体に対する業務の委託等に関する規定を設けております。

第三に、事業団の財務及び会計につきまして、予算、事業計画等についての農林大臣の認可、借り入れ金、交付金の交付等について所要の規定を設け、また、事業団は、農林大臣が監督することとして、監督命令、報告及び検査に関する規定を置いております。

その他の規定といたしましては、まず、事業団は、業務実施地域内の農地等の所有者がその農地等の所有権を移転し、または賃借権等を設定しようとするとときは、あらかじめ通知を受けるものとし、自立經營になることを目標として經營の改善をしようとする農家等にその農地等を譲り渡すようあつせんをし、または事業団がこれを買い入れる等の申し出をするものとしております。

次に、税制上の特例といたしまして、事業団に農地等を譲り渡した者については、租税特別措置法の定めるところにより、譲渡所得についての所得税を廃止することとし、また、事業団のあつせん融資、事業団からの売り渡し等により農地等を取得した者等に対する登録税及び不動産取得税を軽減することとしております。

また、事業団の業務に関する規定を設けることとしておりまして、事業団の買い入れ、売り渡し及び借り受け貸し付けについては許可を不要とし、事業団が農地等を借り受け、これを貸し付けた場合について、小作地の所有制限を適用せず、更新拒否等について許可を不要とする等の措置を講ずることとしております。

以上のほか、附則におきまして、事業団の設立

に關し必要な手続規定を設けております。

なお、本法律案の提出に關連して必要となる予算措置等につきましては、昭和四十年度予算においては、事業団に対する出資金一億円及び交付金等三億円を予定するとともに、昭和四十年度において事業団は資金運用部から二十億円の借り入れを行なうこととを予定しております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(仲原善一君) 丹羽農地局長。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お手元に冊子で別刷りの補足説明の印刷物がござります。それに補足して御説明申し上げます。

農地管理条例案の提案の理由はただいま御説明いたしましたとおりであります。これを若干干す補足して御説明いたしますと、まず、農地管理制度の目的につきましては、第一条において、農地等にかかる権利の取得が農業経営の規模拡大その他の農地保有の合理化に資するよう適正円滑に進行なることを促進するため、その促進に必要な業務を行なうことにより農業構造の改善に寄与することを目的とする旨規定しております。

次に、農地管理条例案の組織等につきましては、提案理由説明に述べました資本金のほか、第二章において、役員の定数は理事長一人、理事三人以内、監事一人とし、理事長及び監事は農林大臣が任命し、理事は理事長が農林大臣の認可を受け任命することとし、いずれも任期は三年とし、役員の職務及び権限、欠格条項、解任等に関する規定を設けております。

次に、農地管理条例案の業務運営について

こととしております。

第二十一条から第二十五条までは業務実施地域に關する規定であります。第二十二条では、業務実施地域は、都道府県知事が関係市町村に協議し、都道府県農業会議の意見を聞いて申し出た場合に、国土資源の総合的な利用の見地からみて、その区域内における土地の農業上の利用の高度化をはかることが相当と認められる農業地域で、農地保有の合理化等、農業構造の改善をはかるため、その区域内の農地等についての権利の取得を適正円滑にすることが特に必要と認められる地域について指定する旨規定しておりますほか、業務実施地域の区域の変更等について規定しております。

第二十六条は業務執行の方針を定めたものであります。提案理由説明で御説明したとおりであります。

次に、第二十七条から第二十九条までが貸し付け金の償還条件、第三十条が農地等の売り渡し対価の支払い条件に関する規定であります。実質的におおむね同一の内容を定めており、年利三分償還期間三十年以内の元利均等年賦償還によるものとし、借り受け人は繰り上げ償還をすることができる」とするほか、貸し付け金により取得した農地等または売り渡しを受けた農地等の耕作をやめた場合、一定限度以上經營規模を縮小した場合等の事由に該当する場合は、事業団は一時償還の請求をすることができるものとし、また、災害の発生によるものとし、借り受け人は繰り上げ償還をすることができる」とするほか、貸し付け金により取得した農地等または売り渡しを受けた農地等の耕作をやめた場合、一定限度以上經營規模を縮小した場合等の事由に該当する場合は、事業団は一時償還の請求をすることができるものとし、また、災害の発生によるものとし、右の一時償還とほぼ同様な事由がある場合に買戻しをすることとしております。

第三十一条は、買戻し権に関する規定であります。事業団は、農地等を売り渡す場合は、一定の基準により買戻しの特約をつけなければならぬものとし、右の一時償還とほぼ同様な事由がある場合に買戻しをすることとしております。

以上のほか、事業団の業務運営につきましては、第三十二条から第三十五条までにおいて事業団の信託業務に関する信託法の特例を設け、第三

十六条で金融機関及び地方公共団体に対する業務の委託について、第三十七条で業務方法書について規定しております。

第四章は、事業團の財務及び会計に関する規定であります。第三十九条において事業計画、予算及び資金計画について農林大臣の認可を受けなければならぬものとしているほか、第四十条以下において、財務諸表の承認、損益の処理方法、預り入れ金及び債券の発行、政府交付金、余裕金の運用方法等について定めています。

第五章は監督に関する規定であります。大臣による監督上必要な命令並びに報告及び検査について定めています。

第六章は雑則であります。第五十三条は事業團に農地または採草放牧地を充り渡した個人についての所得税の軽減に関する規定、第五十四条は事業團に対する農地または採草放牧地の権利移動の通知等に関する規定であります。いずれも提案理由説明に述べられています。

第七章は罰則であります。

附則におきましては、第二条から第五条までが事業團の設立手続、第六条から第八条までが経過規定であります。第九条が農地管理事業團の業務に關連して、提案理由で御説明しました農地法の特例を設けるための農地法の一部を改正する規定、第十一条から第十六条までが、事業團についての所要の免税措置と、事業團のあつせん融資、売り渡し等により農地を取得した者についての登録税及び不動産取得税の軽減措置を講ずるための各種税法の改正であります。

以上をおしまして農地管理事業團法案についての補足説明を終ります。

引き続きまして資料を……。

お手元にお配りいたしました資料といしまして、法案その他の取りまとめまして、農地管理事業團法案関係資料といった冊子がございます。それから、横刷りの、農地管理事業團法案関係参考統計資料というのがござります。この内容は、目次でごらんいただきますとおわかりのように、耕

地に関する諸統計、それから、農家に関する経営耕地規模別の諸統計、それから人口の推移に関する統計、それから、念のため御参考に、国際比較、その次に、農地移動の実績、それから、農業生産法人、農地信託の実績、農地価格に関する不動産研究所の調査、それから、農地等の運用方法等について定めています。

大臣による監督上必要な命令並びに報告及び検査について定めています。

第六章は雑則であります。第五十三条は事業團に農地または採草放牧地を充り渡した個人についての所得税の軽減に関する規定、第五十四条は事業團に対する農地または採草放牧地の権利移動の通知等に関する規定であります。いずれも提案理由説明に述べられています。

第七章は罰則であります。

附則におきましては、第二条から第五条までが事業團の設立手続、第六条から第八条までが経過規定であります。第九条が農地管理事業團の業務に關連して、提案理由で御説明しました農地法の特例を設けるための農地法の一部を改正する規定、第十一条から第十六条までが、事業團についての所要の免税措置と、事業團のあつせん融資、売り渡し等により農地を取得した者についての登録税及び不動産取得税の軽減措置を講ずるための各種税法の改正であります。

以上をおしまして農地管理事業團法案についての補足説明を終ります。

○委員長(仲原善一君) 次いで、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明、補足説明並びに提出資料について説明を聴取することにいたします。

なお、本案については、衆議院で修正がなされました。本修正点については、前例に従い、便宜、政府当局からこの際、説明を聴取することにします。谷口政務次官。

○政府委員(谷口慶吉君) 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年におけるわが国の酪農の発展は、まことに目ざましいものがありますが、近時わが国経済の高度成長、開放経済体制の進展、農業全体の構造変化等酪農を取り巻く諸情勢は急速な変化を示しています。

その第一は、酪農近代化計画等に關する制度の新設であります。生乳供給の安定的な増大適地開拓による近代的な酪農経営の育成及び集乳等の

合理化を計画的、かつ、効率的に推進して行くた

め、國がこれらに關し酪農近代化基本方針を定め、これに即して都道府県及び市町村が酪農近代化計画を定め、これらの計画に基づいて今後酪農

生産性、収益性は低い状態にあります。

また、生乳の流通加工面におきましても、生乳の取引の公正と安定の確保、集乳路線の整備、乳業の合理化等多くの解決しなければならない問題をかかえている状況であります。

さらに、最近におきましては、生乳生産量の伸び率が鈍化しており、今後予想される牛乳乳製品の需要の増大を考慮すると、これらの需給の逼迫が懸念されております。

これらの情勢にかんがみ、(1)今後とも増大が予想される需要に対応して可能な限り生乳の国内自給をかるよう生産の拡大につとめること、(2)乳牛飼養規模の拡大等を通じて酪農経営の生産性の向上を促進すること、(3)牛乳乳製品の生産、加工及び流通を通じる合理化を推進することを施策の基本方針とし、またこれが実施に当たっては、輸入に依存することが困難であり、また生産者にとっても相対的に有利な飲用乳の比率を高めるよう配慮してまいるべきものと考えております。

この基本方針を具体化する方途の重要な一環として、生産及び流通を一体とした酪農の近代化を計画的、効率的に行なうための措置、生乳取引の安定に関する制度を整備するための措置、国内産の牛乳の学校給食の計画的実施をかるための措置、

位置、地方公共団体等が管理する土地について大規模な草地造成事業を推進するための措置等を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、酪農振興法の一部改正について申し上げます。

草地改良事業につきましては、かねてその計画的推進をはかつてきておりましたが、昭和四十年度におきましては、さきに国会に提出いたしました

次に、土地改良法の一部改正について申し上げます。

草地改良事業につきましては、かねてその計画的推進をはかつてきておりましたが、昭和四十年度におきましては、さきに国会に提出いたしました

次に、土地改良法の一部改正について申し上げます。

これに伴い、土地改良法の一部を改正し、地方公共団体等が使用収益している土地につき、当該

団体等の申請に基づき、国営または都道府県営の農用地造成事業を行なうことができる旨の規定を設けることといたしました。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 檜垣畜産局長。
○政府委員(檜垣徳太郎君) 販農振興法及び土地
改良法の一部を改正する法律案につきまして、補
足して御説明申し上げます。

でに提案理由説明において申し述べましたので、ここでは省略することいたし、以下この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

新たに設けることとしたことであります。
すなわち、生産から流通に至る酪農の近代化を
国及び地方公共団体の協調のもとに計画的、効率
的に進めていくため、まず、農林大臣が、その重
要事項に關して今後の向こうべき方向を明らかに
した酪農近代化基本方針を示し、次いで、この基
本方針に即して、都道府県事が、その区域において
ける酪農の近代化をはかるための基本的な事項
についての計画を作成し、さらに、この都道府
県の計画に即して、酪農の合理的な発展をはかる
るにふさわしい条件を備えた市町村の長が、その
区域における酪農の近代化をはかるための具体的
な措置についての計画を作成することができるこ
とといたしました。同時に、これによる酪農開拓
諸施策の一貫性の確保とその重點的、総合的な運
用を達成するため、必要な関連規定を整備するこ
とといたしました。

つきましては、これを市町村酪農近代化計画制度に発展的に吸収することいたしました。

第二に、現行の集約酪農地域の制度につきまして、所要の規定を整備することいたしました。今日、わが国乳製品の国際競争力の強化及び大消費地に対する市乳の円滑な供給を期するため、集約酪農地域の制度を有効に活用することがますます重要となつてきております。

そこで、今回の改正におきましては、まず、集約酪農地域の生乳の濃密生産団地としての性格を法文上明確にいたしました。また、近代的な酪農

経営群の育成を通じてこの濃密生産圏地を形成してゆく必要があるといふ考えに對して、集約酪農化計画制度との有機的な関連を考慮しつゝ、集約酪農化計画の計画事項及びその具備すべき条件に関する規定を整備することいたしました。

なお、集約酪農地域における草地改良事業の手続に關する規定は、後に申し上げます土地改良登記の開墾規定の並びに、國石および郡道登記の

県が、集約酪農地域における草地の造成等の事業等の推進に努めるべき旨の規定に改めることとした。第三に、生乳等の取引に関する規定の整備をかけることとしたことであります。
すなはち、生乳等取引契約の発行生産者から

さんがみ、契約当事者がその存続期間の満了の一定期間前までに別段の意思表示をしないときは、当該契約が一ヶ月間延長される旨の規定を設け、契約関係の明確化と契約の更新に伴う紛争の円滑な解決をはかることとしたしました。

また、生産等取引が絶なかかる紛争の調停は、既に実施して、過去における調停の経過に従事し、さらには労働関係、建設工事関係の紛争にかかる調停係手続の規定をも参考といたしまして、紛争関係者の出頭義務に関する規定を設け、紛争の適正かつ迅速な解決に資することといたした次第であります。

第四に、国内産の牛乳の学校給食に関する規定を整備することとしたこととあります。すなわち、牛乳の学校給食への供給事業の重要性にかんがみ、今後、その計画的な増大を目指として、農林大臣が、文部大臣と協議の上、学校給食供給目標を定め公表するとともに、この学校給食供給目標に即して、毎年度、学校給食供給計画の数量を定めることとし、さらに、その供給の円滑化をはかるための援助措置に関する規定を設け、国内産の牛乳の学校給食を制度的に広範かつ円滑に実施することとした次第であります。

し上げますと、国営または都道府県営による草地改良事業に関する規定を整備することとしたことであります。

の法制を整備し、これが促進をはかるため、地方公共団体等が使用し収益する権利を有し、かつ、土地改良法第三条に規定する資格を有する土地につき、これらの者の申請により同省または都督府

県営による農用地造成事業を行なうことができる
こととし、その申請手続、適合の決定、土地改良工
事業計画の策定、計画の変更等の規定につき所要
の改正をすることといたしました。

なお、委員長からの御質問もございまして、本法案に対する衆議院の審議の過程におきまして、一部の修正が行なわれました点を御説明申し上げます。

条の目的の改正規定中、一畠農の健全な発達を促進し」とあるのを、「酪農の健全な発達及び農業経営の安定を図り」に改める点であります。酪農経営法が農業経営の安定をも意図するものであるといふ趣旨であることを明らかにされた次第であります。

資料は二部、二種類御配付を申し上げております。
して、一つは酪農振興法及び土地改良法の一部を
改正する法律案関係資料でございまして、今回の
法律改正に關係します法律案、それからこれに対
する法律案の提案理由補足説明、それから法律要
綱、それから新旧の法律を対照して見やすいよ
うにいたしますための表、それからこの改正に關係
いたします法律案の参考条文を収録いたしたもの
であります。内容については省略させていただか
ります。

それからいま一つの資料は、横書きの、酪農振興
法です。

頭法及び土地改良法の一部を改正する法律案参考資料でございまして、かなり分厚いものでござりますので、資料の大要と趣旨を御説明いたしました。

各種のデータをそろえまして、二五ページまで資料を出して いるわけであります。これは、今回の新農振興法改正に關係しますバック・データとし ての農業全般、あるいは畜産といふものの農業の

中における地位、あるいは家畜飼養の動向、あるいはそれに関係します飼料の最近におきます動向、生乳の生産に関する動向、あるいは生乳の価格に関する動向、牛乳や乳製品の処理、加工いたします工場経営等の動向、その他牛乳、乳製品に関する消費に関する資料等が第一の部分に

第二番目の部分は、酪農振興法の一部改正に直接関係いたします資料でございまして、一つは、集約酪農地域の概要に関する各種のデータでござります。

それから二番目は、西脇義常の書籍「西田林村に關する概要を知るための資料でございます。
第三番目は、農業振興法の中に掲げております
生乳取引に關しまして、その生乳取引が現在まで
いかに扱われてきたかということの概要を示した
資料でございます。

して、いままでどういう供給事業をやつしてきたか、あるいはその価格はどういう価格水準であつたか、また、一般的に都道府県別に小、中学校に分けて、学校給食の実施は学校単位にどうであるか、あるいは実施状況についてどうであるかといふ資料を提出いたして、いるわけであります。

大きな第三番目は、土地改良法の一部改正に関する資料でございまして、家畜の動向に応じた飼料需給の実績及び将来の見通し、計画等を、審議の御参考のために提出している次第であります。

なお最後に、この飼料関係に関する農林省の予算の推移及び四十年度の飼料関係予算の概要を御

参考に提出をいたしております。

以上で提出いたしました資料の概要の御説明を終わります。

○委員長(仲原善一君) 続いて、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案を議題とし、本案について提案理由の説明、補足説明並びに提出資料の説明を聽取ることにいたします。

なお、本法案について、衆議院で修正が行なわれましたが、その修正点については、前例に従い、便宜政府当局からの御説明を受けることになりました。谷口政務次官。

○政府委員(谷口慶吉君) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案について、その提案理由を御説明します。

近年におけるわが国の酪農の発展はまことにめざましいものがありますが、わが国経済の高度成長、開放経済体制の進展、農業全体の構造変化等酪農をとりまく諸情勢は急速な変化を示しつつあります。

また、酪農自体としても、その経営規模は漸拡大しつつあるとはいえ、なお、一般に零細であり、飼料自給度も低く、全体として、生産性、収益性は低い状態にあります。

また、生乳の流通加工面におきましても、生乳取引の公正と安定の確保、集乳路線の整備、乳業の合理化等数多くの解決しなければならない問題をかかえている状況にあります。さらに、最近におきましては、生乳生産量の伸び率が鈍化しており、今後予想される牛乳製品の需要の増大を考慮するとき、これらの需給の逼迫が懸念されております。

これらの諸情勢にかんがみ、一、今後とも増大が予想される需要に対応して可能な限り生乳の国内自給をはかるよう生産の安定的拡大につとめることが。二、乳牛飼養規模の拡大等を通じて酪農經營の生産性の向上を促進すること。三、牛乳製品の需給の安定並びにその処理、加工、流通を通ずる合理化を推進すること。を施策の基本方針と

しております。また、これが実施にあたっては、

需要の急速な増大が予測され、同時に、生産者にとっても相対的に有利な飲用乳の比率を高めるよう配慮してまいるべきものと考えております。

以上の基本方針を具体化する施策の一環として、生乳生産者に対する加工原料乳についての補給金の交付の措置、主要な乳製品について畜産振興事業団が行なう一元的輸入による需給安定の措置並びに同事業団が行なう乳製品の買い入れ、売り渡しに関する業務を改善整備するための措置を行ないます。

以下この法律案の内容につきまして御説明いたします。

その第一は、加工原料乳生産者に対する補給金の交付の措置であります。畜産振興事業団による乳製品の需給操作を通じて加工原料乳の価格安定をはかることをその骨子とする現行の畜産物の価格安定等に関する法律による価格安定措置につきましては、最近における生乳生産の動向と乳製品の需給実勢から見て運用上の困難が予想されるところであります。

今後酪農経営の安定向上及び牛乳乳製品の需給の安定をはかるためには、価格安定制度の改善強化を緊要とするゆえんであります。特に加工原料乳につきましては、乳製品の国内価格が国際価格に比して一般に割り高な水準にありながら、原料乳に支払得る乳価は、おそれの再生産を確保するに困難な水準であることから考えて、財政上の援助が必要であります。特に加工原料乳の主要な生産地帯の多くは、今後とも酪農を基幹作物として農業の発展をはかつていくことを必要とする地帶であります。また、これらの地帯は、今後とも急速な需要の増大が予測される飲用乳の将来における供給源として期待される地帯であることを配慮せねばならないところであります。

かかる観点から、現在その乳価形成が不明確な生乳取引を用途別価格による取引に改め、加工原

料乳につき生乳生産者に對して補給金の交付を行なうこととしております。これが実施の方法とい

なしましては、畜産振興事業団が、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体に、生産者から委託を受けて販売した加工原料乳の数量に応じて補

給金を交付し、その生産者団体は、生乳販売代金に交付された補給金を加算して、生産者に對して補

給金を交付しておられます。

補給金は、主要な加工原料乳地域の生乳の再生産を確保することを旨として定められる保証価格と乳製品の実勢価格を基準として定められる加工

原料乳の基準取引価格との差額とし、補給金の交付の対象となる数量には、限度を定めることとしております。

第二は、加工原料乳に對する補給金制度及び乳製品の価格安定制度の適正な運営を確保するた

め、畜産振興事業団が、主要な乳製品の輸入を一元的に行ない、乳製品の需給及び価格の安定をはかることとしております。

第三は、右の制度と関連いたしまして、乳製品の消費の安定に資するよろな一定の水準での価格の安定を確保するため、畜産振興事業団が行なう乳製品の買入れ及び売り渡し等の業務を行なうことと定めたことでございます。

なお、この法律案は、今後における酪農及び乳業の合理化の進展と酪農経営にとつて価格条件の有利な飲用乳の比率が高まつていくことを期待さ

れますので、昭和四十一年度以降当分の間の暫定措置を定めるものとし、これに伴い現行の畜産物の価格安定等に関する法律の規定の適用について

必要な特例を設けてございます。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主

要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、す

みやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 善産局長。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案につきまして、補足して御説

明申し上げます。

この法律案を提案する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、ここでは省略させていただきまして、以下の法律案の主要な内容を補足して御説明申し上げます。

まず第一章におきましては、この法律案の目的とこの法律案における用語の定義を定めております。

次に、第二章におきましては、畜産振興事業団が、畜産物の価格安定等に関する法律に規定される業務のほか、加工原料乳についての生産者補給金の交付、指定乳製品等の輸入及び指定乳製品等の買入れ、売り渡し等の業務を行なうことになったことに伴い、その行なう業務の範囲の特例について定めております。

第三章におきましては、この法律案のねらいとする第一の措置であります加工原料乳についての生産者補給金の交付について定めております。

加工原料乳についての生産者補給金の交付の方針につきましては、畜産振興事業団が、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体に対し、生産者から委託を受けて販売した加工原料乳について

生産者補給交付金を交付することとし、その交付を受けた指定生乳生産者団体は、これを生産者補給金として、生乳の販売の委託をした者に對し、販売の委託を受けて販売した加工原料乳について

生産者補給交付金の交付を受ける生乳生産者団体は、都道府県知事の指定を受けることを要することといたしておりますが、これは、本制度が從来からの混合乳価取引を用途別取引に改め、この上に立つて加工原料乳について生産者補給金を交付することといたしておりますので、酪農民相互間の公平を確保しつつ、本制度の円滑な実施をはかるためには、原則として都道府県単位で乳価のブールを行なうことが最も適切であると考えられることにかんがみ、都道府県の区域ごとに生乳の販売を行ない、かつ、乳価のブールを行なうもの

として生乳生産者団体を指定することとしたのであります。

都道府県知事の行なう生乳生産者団体の指定につきましては、以上の趣旨にかんがみ、第一に生産者から委託を受けて販売する生乳の数量が、区域内で生産される生乳の数量に対し、相当の割合を占めていること。

なお、指定生乳生産者団体が生産者補給交付金の交付を受けることができる加工原料乳の数量につきましては、農林大臣が生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して限度を定めることといたしております。

なお、農林大臣は、保証価格及び農林大臣が定める数量を定めるにあたっては、酪農経営の合理化を促進することとなるように配慮することいたしております。

以上の保証価格、基準取引価格、安定指標価格

格を基準として上下にそれぞれ一定の幅を設け、
需給操作を行なうことといたしております。
なお、以上の措置に関連して、指定乳製品等
買い入れまたは売り渡しをしない場合、指定乳
品等の交換等に關しまして、それぞれ畜産物の
格安定等に関する法律の規定に相応した規定を示
けております。

第六章におきましては、雜則といたしまして、
この法律の施行に伴う畜産物の価格安定等に關
する法律の適用についての特例、政府からの畜産

の 債 製 権 事 産 振 農 政

なして、補助金等にかかる予算の執行の適正化に
関する法律を準用することいたしております。

次に、政府は、畜産振興事業団に対し、同事業
団が行なう加工原料乳についての生産者補給交付
金の交付業務に必要な経費の財源に充てるため、
交付金を交付することいたしております。

また、さきに御説明いたしました畜産振興事業
団の特別の勘定において、輸入乳製品についての
売買差益が生じた場合には、これを生産者補給交
付金の財源の一部に充当することができるることと
しておりますが、その反面輸入差損の発生も予想

う対価の算定の方法、生乳の販売価格の約定の方法等が農林省令で定める基準に従つて定められてゐること等を要件とし、これらの要件のすべてに適合するものに限つて、指定することいたしております。

次に、畜産振興事業団が指定生乳生産者団体に交付する生産者補給交付金の金額は、保証価格と基準取引価格との差額に、当該指定生乳生産者団体が生産者から委託を受けて販売した加工原料乳の数量を乗じて得た額といたします。この場合における保証価格につきましては、生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮しておられます。

また、基準取引価格につきましては、指定乳製品にあつてはその安定指標価格、その他の主要製品にあつてはその生産者の販売価格から当該製品の製造及び販売に要する標準的な費用の額を控除した金額、すなわち加工採算価格を基準として、農林大臣が定めることといたします。

また、基準取引価格の算定の基礎となると同時に、畜産振興事業団の行なう買い入れ、売り渡し等の基準となる指定乳製品の安定指標価格につきましては、指定乳製品の生産条件及び需給事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として、農林大臣が定めることといたしております。

なお、指定生乳生産者団体が生産者補給交付金の交付を受けることができる加工原料乳の数量につきましては、農林大臣が生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して限度を定めることといたしております。

なお、農林大臣は、保証価格及び農林大臣が定める数量を定めるにあたつては、酪農經營の合理化を促進することとなるよう配慮することとしたしております。

以上の保証価格、基準取引価格、安定指標価格及び農林大臣が定める数量につきましては、会計年度ごとに、その前年度中に、畜産物価格審議会の意見を聞いて定めることといたしております。

第四章におきましては、この法律案の第二の措置であります畜産振興事業團による指定乳製品等の一元的輸入に関して定めております。すなわち、畜産振興事業團は、指定乳製品の価格が、安定指標価格をこえて騰貴しままたは騰貴するおそれがある場合には、農林大臣の承認を受けて指定乳製品等を輸入することができることとし、同時に、指定乳製品等の輸入は、畜産振興事業團または同事業団の委託を受けた者でなければしてはならないことといたしております。なお、指定乳製品等の一元的輸入の趣旨が指定乳製品の国内における需給及び価格の安定をはかることにあることから、指定乳製品の価格の安定に影響を及ぼすおそれがない場合については、一元的輸入から除外することといたしております。

第五章におきましては、この法律案の第三の措置として、畜産振興事業團が畜産物の価格安定等に関する法律に基づき行なつてきております指定乳製品の買い入れ、完り渡し等につきまして、特例措置を定めております。

まず、買い入れ、完り渡し等の対象品目につきましては、指定乳製品のほか、政令で定める乳製品を追加することといたしております。

また、指定乳製品等の買い入れ、完り渡しの基準につきましては、その価格を安定指標価格の水

準において安定させることを目的に、安定指標格を基準として上下にそれぞれ一定の幅を設け、需給操作を行なうことといたしております。なお、以上の措置に関連して、指定乳製品等の交換等に関しまして、それぞれ畜産物の價格安定等に関する法律の規定に相応した規定を設けております。

第六章におきましては、雑則といたしましてこの法律の施行に伴う畜産物の価格安定等に関する法律の適用についての特例、政府からの畜産事業団に対する交付金の交付等に関する規定が設けております。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の適用についての特例について御説明いたしますと、一法に規定する原料乳及び指定乳製品の安定価格に関する規定並びに指定乳製品の買い入れ、売り渡し等に関する規定につきましては、この法律案に保証価格、安定指標価格等に関する規定並びに指定乳製品等の買い入れ、売り渡し等に関する規定が設けられたことに伴い、適用しないこととしております。

また、同法に基づく乳業者に対する農林大臣たは都道府県知事の勧告措置につきましては、の法律案において所要の規定を読みかえて適用することといたしております。

さらに、畜産振興事業団の業務、財務会計等につきましては、所要の事項につき、同法の規定読みかえて適用することといたしております。

このうち主要なものにつきまして御説明いたしましたと、畜産振興事業団の行なう加工原料乳についての生産者補給交付金の交付業務及び輸入乳品の買い入れ、売り渡し等の業務にかかる経理について新たに一つの特別の勘定を設け、現行の業務についての經理と区分して整理することといたします。

また、畜産振興事業団が指定生乳生産者団体に対して交付する生産者補給交付金につきましては、國が國以外の者に対して交付する補助金と

の補助金等にかかる予算の執行の適正化に
なして、補助金等を支給することといたしております。
次に、政府は、畜産振興事業団に対し、同事業
団が行なう加工原料乳についての生産者補給交付
金の交付業務に必要な経費の財源に充てるため、
交付金を交付することといたしております。
また、さきに御説明いたしました畜産振興事業
団の特別の勘定において、輸入乳製品についての
売買差益が生じた場合には、これを生産者補給交
付金の財源の一部に充当することができるることと
しておりますが、その反面輸入差損の発生も予想
されるところでありますので、このため発生した
繰り越し欠損金を補てんするため、政府は、以上
の交付金のほかに、同事業団に対し交付金を交付
することができます。
以上のほか、この法律の施行に必要な限度にお
いて、農林大臣または都道府県知事が生産者、乳
業者、指定牛乳生産者団体等について報告を徵収
し、及び立ち入り検査を行なうことができる等の
規定を設けております。
最後に、第七章におきまして、所要の簡則規定
を設けているほか、附則におきまして、この法律
案は、昭和四十一年四月一日から施行することと
いたしております。なお、生乳生産者団体の指定
に関する手続及び保証価格等の決定に関する手続
につきましては、この法律案の施行の準備をいた
しますため、法律施行前においても行なうことができ
ることといたしております。
以上をもちまして、加工原料乳生産者補給金等
暫定措置法案の提案理由の補足説明といたします。
統しまして、委員長から御指摘がございました
が、衆議院で本法案に関する御審議の過程におき
まして、本法案の一部について修正案が可決され
ておりますので御説明申し上げます。修正点は、
第五条中「委託を受けて行なう生乳の販売若しく
はその委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若
しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用
牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をい
う」とありますので、「委託を受けて行なう生乳

化目標価格を設定して、これが実現をはかる」とことし、このため、輸入糖との価格調整を行なう一方、甘味資源作物の価格支持を強化する等の必要な措置を講ずるため、ここに砂糖の価格安定等に関する法律案を提出した次第であります。

上ります。

砂糖の価格を安定させることができ困難な場合にあっては、国は、砂糖についての関税率の引き下げその他の措置を講すべきこととし、糖価安定に対する国の責任を明確にしております。また、この法律案は、粗糖の輸入数量には規制を加えておりませんので、砂糖の需給が著しく不均衡となり、その結果、安定下限価格に見合ひ価格を

とを明確にし、国の責任部分についてはそれに相当する金額を一般会計から糖価安定事業団に交付するものとしております。

最後に、この法律は公布の日より施行することとしておりますが、輸入糖の価格調整についてのは、昭和四十砂糖年度から行なうこととしております。

理化目標価格についてであります。安定期格及び安定期下限価格は、輸入糖の価格を適正な水準に安定させるための指標として、砂糖の価格がその額をこえて騰貴し、またはその額を下つて低落することを防止することを旨として、国際糖価の通常の変動の上下限を基準として定めることとしております。

その第一は、砂糖の価格安定に関する措置についてであります。
わが国の砂糖の価格は輸入糖の価格によつて支配されている現状にかんでみまして、次の措置により国内糖価の安定をはかることといたしております。

下つて国内糖価が低落するおそれがある場合にそなえまして、かかる際には、農林大臣は、精製糖の製造業者に対し、砂糖の製造、販売数量の制限に関する共同行為を実施すべきことを指示し得ることとし、その指示に従つてする共同行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

また、甘味資源特別措置法の国内産糖及び国内産ブドウ糖の政府買い入れに関する規定は、この法律の制定に伴い改定することとし、これに伴い、経過措置のほか、食糧管理特別会計法について砂糖類勘定を廃止する等所要の改正規定を設けております。

次に国内産糖合理化目標価格は、輸入糖の価格が低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖企業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入糖の価格を調整することが必要であり、この価格調整の基準としての意味を持つものでありますか、その価格は、一定期間

その一は毎砂糖年度、砂糖の上限及び下限価格並びにその幅の中において国内産糖の合理化目標価格を設けることいたし、これにより輸入糖の価格の調整をはかることいたしております。すなわち、国内に輸入される砂糖の価格の上昇するおそれに対して、まずは下限価格を下つて低価格をもつて需要者に供給する。

る法律を適用除外することとしております。
第二は、国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支
持に関する措置についてであります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（仲原善一君） 斎藤食糧庁長官。

○支守委員（齋藤成助君） 之に、まゝ少當の面各安

の甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに国際糖価の動向をも考慮して定める国内産糖の目標生産費を基準として定めることとし、もつて国内産糖の合理化の努力目標といたしております。

価格調整をはかるほか、国際糖価が国内産糖の合理化目標価格を下つて低落するような場合には、国内産糖と輸入糖との価格関係の調整を行なうこととし、その価格調整の方式として精査安定事業

として製造した国内産糖をその申し込みに応じて
買ひ入れ、かつ、壳り戻すこととし、また農林大
臣の指示に基づき、国内産ブドウ糖の製造事業者
から、その申し込みに応じて、イモでん粉を原料
として製造されるブドウ糖を買ひ入れ、かつ、壳

定等に関する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下この法律案の主要な内容につきまして若干補

団による輸入糖の買い入れ及び売り戻しの措置によることとしたしております。

り戻すこととしております。このような措置により国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持を行ない、糖価の安定措置と相まって、甘味資源作物の生産農家の所得の安定をはかることいたしておるのであります。

足して御説明申し上げます。
まずこの法律案は、輸入糖の価格調整その他砂糖の価格の異常な変動を防止するための措置並びに国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格を支持するのに必要な措置等を定めることにより、砂糖の価

調整についてであります。輸入糖につきましては、その通関のときに糖価安定事業団による買い入れ及び売り戻しの措置を通じて必要な価格調整を行ない、もつて輸入糖の価格安定と輸入糖と国内産糖及び国内産ブドウ糖との価格調整をはかる

ことのないよう配慮するとともに、これにより国内産糖製造事業を含め、精製糖企業の秩序ある合理化が促進されることを期待しているところであります。

第三は、糖衝安定事業團についてであります。

格の安定をはかるとともに、国内生産糖及び国内生産ブドウ糖にかかる製糖産業の健全な発展を促進し、もって甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物にかかる農業所得の確保と国民生活の安定に寄与する二重目的をもつて見るべきである。

うとするものであります。この買い入れ及び売り戻しは、買い入れと同時にその買い入れの相手方に売り戻すいわゆる瞬間タッチ方式により運用することといたしたいと考えております。

その一は、糖価安定に関する本指標についてであります。

ブリヤ糖の買い入れ及び売り戻しの業務を行なうことの目的として、糖価安定事業団を設けることいたしております。なお、糖価安定事業団のする国内産糖及び国内産ブドウ糖の買い入れ及び売り戻しの対価の差額の補てんについては、国の責任部分と輸入糖との価格調整によつて行なう部分

することを目的とすることを規定しております。
砂糖の価格安定に関する措置につきましては、
まず輸入にかかる砂糖の価格調整等に関する規定
から御説明申し上げます。

その一は、農林大臣は、砂糖年度ごとに定める
安定上限価格及び安定下限価格並びに国内産糖合

すなわち、国際糖価の低落時ににおける輸入砂糖の競争力を基準として算出する平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない場合輸入される砂糖は、原則として糖価安定事業団に売り渡さなければならぬ

いこととしております。他方平均輸入価格が安定限価格をとえるときに輸入される砂糖については、原則として売り渡しの申し込みに応じ糖価安定事業団が買い入れるものとしております。これら価格調整の対象となる輸入糖の買い入れの価格は、その輸入の際の平均輸入価格によるところいたしておきますが、糖価安定事業団の買い入れる輸入糖は、必ずその相手方に売り戻すこととし、その売り戻しの価格は、国際糖価が低落している期間においては、平均輸入価格あるいは安定下限価格に一定の額を加えた額とし、この加算額は、輸入糖と国内産糖及び国内産ブドウ糖との値格調整に必要な額として、国内産糖及び国内産ブドウ糖の総製造見込み数量を砂糖及び国内産ブドウ糖の総供給見込み数量で除して得た数を限度として農林大臣が定める額を、国内産糖合理化目標価格と平均輸入価格あるいは安定下限価格との差に乗じて算出することとしております。また国際糖価が高騰している期間においては、売り戻しが努力のメリットは完全に確保されておることは申すまでもないところであります。

なお、糖価安定事業団のする輸入糖の価格調整の補完措置といたしまして、国際糖価の高騰時に

おきまして、糖価安定事業団のする輸入糖の価格調整によっては砂糖の価格を安定させることが困難と認められるときは、砂糖についての関税率の引き下げその他必要な措置を講ずることとしておりましても、輸入数量の規制のないため砂糖の需給が不均衡となり、国内糖価が予想される水準以下に低下することも自由化のもとにおきましては当然に予測されるところでありますが、国内糖価が安

定下限価格に見合う水準を下回つて低落する異常な事態となるに至った場合には、国内糖価の安定を確保するため、必要に応じ、農林大臣が精製糖企業に対し、精製糖の製造数量または販売数量の制限に関する共同行為を実施すべきことを指示し得ることとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、この場合の共同行為については、適用しないこととしております。次に、国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持に関する措置についてであります。糖価安定事業団のする国内産糖の買い入れに付きましては、現行の政府買入による価格支擲を糖価安定事業団の買入による価格支持に改めるとともに、買入の発動は、国内産糖製造事業者からの国内産糖の売り渡しの申し込みがあつたときに、その申し込みに応じて、買入を入れるものとしております。次に、糖価安定事業団の買入れる国内産糖は、必ずその買入の相手方に売り戻すべきこととしておりますが、この買入及び売り戻しは、買入入れと同時にその相手方に売り戻すいわゆる瞬間タッチ方式により運用いたしたいと考えております。

なお、現行甘味資源特別措置法におきまして、国内産糖製造施設の新設の当初においてその新設をした者が甘味資源作物の集荷等で受ける著しい不利を補正する必要がある場合等について

おきまして、糖価安定事業団のする輸入糖の価格調整によっては砂糖の価格を安定させることが困難と認められるときは、砂糖についての関税率の引き下げその他必要な措置を講ずることとしておりま

す。次に、糖価安定事業団が買入れる国内産ブドウ糖の価格支持に付帯する業務等について、糖

価安定事業団は、輸入糖の価格調整並びに国内産ブドウ糖の政府買入の特例規定が設けられておりましたが、本法律案におきましても同趣旨の特例を設けております。

次に、この法律の制定に伴い、国内産糖及び国内産ブドウ糖の昭和四十砂糖年度に製造される国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格調整は、昭和四十砂糖年度に製造される国内産糖及び国内産ブドウ糖について、それぞれ適用することとし

ます。

次に、糖価安定事業団の業務等について、糖

価安定事業団は、輸入糖の価格調整並びに国内産ブドウ糖の昭和四十年九月三十日までの政府買入については、

甘味資源特別措置法に所要の改正を加えてお

ります。また、これに伴い昭和三十九砂糖年度に製造される国内産糖及び国内産ブドウ糖の昭和四

十年九月三十日までの政府買入については、

甘味資源特別措置法に所要の規定による輸入糖

及び国内産ブドウ糖の価格支持のための砂糖及

びブドウ糖の買入及び売り戻しの業務を行なう

こととしております。

なお、国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入

及び売り戻しの対価の差額のうち、買入の価

格と国内産糖合理化目標価格に見合う価格の差額

及び買入及び売り戻し、この法律の規定による

国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入及び売り

戻し並びにこれらの業務に付帯する業務を行なう

こととしております。

なお、国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入

及び売り戻しの対価の差額のうち、買入の価

格と国内産糖合理化目標価格に見合う価格の差額

及び買入及び売り戻し、この法律の規定による

国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入及び売り

戻し並びにこれらの業務に付帯する業務を行なう

こととしております。

なお、この砂糖の価格安定等に関する法律案は、衆議院におきまして一部修正がされましたので、

その修正点につきまして便宜から御説明申し上げます。

修正点は、国内産糖合理化の目標価格の基準とな

る目標生産費の定め方についてであります。この

目標生産費は甘味資源作物の生産の振興その他

甘味資源対策と密接に関連することにかんがみ、

これを定めようとするときは農林大臣が甘味資源

審議会の意見を聞かなければならぬ旨の修正を行なつたものでございます。

○委員長(仲原善一君) 岡田業務第二部長。

○説明員(岡田覚夫君) 砂糖の価格安定等に関する

果を確保し得るよう配慮しております。

最後に、附則の規定につきまして御説明申し上

げます。

この法律は、公布の日から施行することとして

おりますが、まず糖価安定事業団のする輸入糖の

価格調整は、昭和四十年十月一日以後に輸入され

る砂糖について、国内産糖及び国内産ブドウ糖の

価格調整は、昭和四十砂糖年度に製造される国内産糖及び国内産ブドウ糖について、それぞれ適用することとし

ります。

次に、糖価安定事業団が買入れる国内産ブドウ糖を買入に入れることとするとしてお

ります。

なお、現行甘味資源特別措置法におきましても同趣旨の特例を設けております。

次に、国内産ブドウ糖の製造事業の合理化を促進するた

め特に必要があると認められる場合については、

相手方に売り戻すべきこととしております。

なお、現行甘味資源特別措置法におきましても同趣旨の特例を設けております。

次に、糖価安定事業団が買入れる国内産ブドウ糖を買入に入れることとしております。

次に、糖価安定事業団は、輸入糖の価格調整並びに国内産

ブドウ糖について、それ適用することとし

てお

ります。

次に、この法律の制定に伴い、国内産糖及び国内産ブドウ糖の昭和四十年九月三十日までの政府買入については、

甘味資源特別措置法に所要の改正を加えてお

ります。また、これに伴い昭和三十九砂糖年度に

製造される国内産糖及び国内産ブドウ糖の昭和四

十年九月三十日までの政府買入については、

甘味資源特別措置法に所要の規定による輸入糖

及び国内産ブドウ糖の価格支持のための砂糖及

びブドウ糖の買入及び売り戻しの業務を行なう

こととしております。

次に、糖価安定事業団は、輸入糖の価格調整並びに国内産

ブドウ糖について、それ適用することとし

てお

ります。

次に、この法律の制定に伴い、国内産糖及び国内産

ブドウ糖の昭和四十砂糖年度に製造される国内産糖及び国内産ブドウ糖について、それ適用することとし

わたりまして、日本への沖縄産糖の年次別の輸出実績を掲げております。

第四といたしまして、八ページから一七ページにわたりまして、沖縄で施行されております糖業振興法につきまして、重要な部分を記載いたしております。

簡単でございますが、以上で御説明を終わらし、おきます。

○委員長(仲原善一君) 続いて、牛乳法案(衆第17号)、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(衆第27号)、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(衆第29号)、以上三案について、提案理由の説明を聴取することにいたします。

なお印刷物が間に合つておりませんので、後ほどこれは皆さんに配付いたしますから、御了承が願いたいと思います。芳賀衆議院議員。

○衆議院議員(芳賀貢君) だいま議題となりました、芳賀貢君外十一名提出にかかる牛乳法案について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の農業は、高度成長政策に災いされ、農業基本法に掲げる生産性の向上と所得の確保は、單なる題目にとどまり、農業就業人口の都市への大量流失、兼業農家の急増等です。

この際、酪農の現状について申し上げますと、

昭和三十年の乳牛の頭数は四十二万一千頭であったのが、三十九年には百二十三万八千頭と、十年間に三倍に増加し、今では四十万户の酪農家が平均三頭の乳牛を飼育しており、したがって牛乳の生産についても、昭和三十年には年産百万トンであったのが、三十九年には三百四十五万トンと、生産量も三倍に躍進しているのであります。また、これに対して、飲用牛乳及び乳製品の国民消費は

毎年三%乃至二五%と順調に伸長を示しているのであります。

かかる生産と消費の動向にもかかわらず、酪農政策については、今日、多くの矛盾と欠陥が起つておるのであります。

最近政府は、社会開発の推進によって、ひずみは正をはかり、明るい農村を建設すると宣伝しておりますが、依然として貿易の自由化を促進し、食糧自給体制を放棄し、安上がり農政を強行しておりますことは、各方面から指摘されているところであり、まさに自民党政府に農政なしの感を禁じ得ないのであります。

しこうして、政府は、ここ数年来、農業基本法にのつとり、畜産、果樹等の成長部門に対し選択的拡大の路線を推進してまいりましたが、この施策と併行して実行されるべき飼料資源の開発及び流通管理対策あるいは牛乳、乳製品の生産と価格及び流通対策が、独占的な乳業資本または飼料会社の利益本位に進められているため、酪農民の適正な労働報酬を確保されず、毎年のように生産者と乳業者の間に乳価問題をめぐって紛争を生起させ、結局生産者は低乳価をしい、消費者には、生産者乳価の三倍にものぼる高乳価を押しつけています。生産者乳価をもたらし、今や酪農民は政府に對し強い不信の念すら抱いているのであります。

まさに農民不在ともいふべき政府の農政に対して、わが日本社会党の酪農政策の基本方針を申し上げますならば、すなわち、わが国の食糧自給体制を確立し、食生活の消費構造の質的向上をはかるため、農業発展長期計画に基づいて、牛乳・乳製品の生産を確保し、酪農の発展と農民所得の増大を期すこととし、國の責任によって、草地の開発造成を行なつて、自給飼料の増産等生産条件を整備し、酪農経営の近代化、共同化を促進するとともに、牛乳の生産、加工、流通、価格、消費等の対策については國の管理を強め、特に価格対策、消流対策については抜本的な改革を行なうことをとし、この基本方針に基づく重要な柱として今回牛乳法案を提出した次第であります。

したがつて、本法案の目的といしますところは、牛乳及び乳製品の生産の確保、価格の安定、消費の増進等をはかるとともに、酪農及びその関連産業の健全な発達と農家所得の向上を促進し、あわせて国民食生活の改善に資するため、牛乳に

ついての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に連産業の健全な発達と農家所得の向上を促進し、あわせて国民食生活の改善に資するため、牛乳に及び売り渡し、学校給食用牛乳及び母子保健牛乳の給付等の措置を講じようとするものであります。

以上が本法案を提出した理由であります。次に法案の内容について申し上げます。

第一に、農林大臣は、毎五カ年を一期とする牛乳等長期需給計画を定め、これに基づき、牛乳等年度需給計画を定めて公表することとしております。

事項等であります。

第二に、農林大臣は、牛乳年度の開始前に、

一、生乳の保証価格、二、生乳の販売基準価格、三、飲用牛乳の販売基準価格、四、飲用牛乳の小売基準価格、五、指定乳製品の販売基準価格を定めて告示することといたします。

まず、一の生乳の保証価格は、食管法に基づく

生産者米価と同様に、生産費所得補償方式によつて算定された生乳の生産者価格であり、同時に政

府の保証価格であります。また、保証価格は、一

物一価の原則により、全國同一価格をたてまえといたしております。

二の、生乳販売基準価格は、農業パリティ指

数、物価及び消費者の家計費等を参考して定める

こととし、この価格は、生産者団体が乳業者に生乳を売り渡す場合の最低販売価格のこととあります。

三の、飲用牛乳の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に飲用牛乳の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので卸販売価格のこととあります。

四の、飲用牛乳の小売基準価格は、飲用牛乳の販売基準価格に、小売り販売に要する標準的な費用を加えたもので、飲用牛乳の消費者価格のこととあります。

五の、指定乳製品の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に、乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸販売価格のこととあります。

第三は、生産者団体による生乳の一元集荷多元販売についてであります。

生乳の生産者が構成員となっている農業協同組合または農業協同組合連合会は、生乳生産者団体として、生産者から生乳の販売の委託を受けて、生乳の一元集荷と販売の事業を行なうとともに、全国を区域とする農業協同組合連合会は指定生乳生産者団体として、政府からの交付金を生産者に交付する業務を行なうこととしたのであります。

第四は、生産者に対する交付金の交付についてであります。

まず、生乳の保証価格から、生乳の販売基準価格を控除した額が交付金の基礎となるのであります。

政府は、生産者団体が一元集荷して、乳業者に販売した生乳の総数量に対し、交付金を交付するものとし、その場合の指定生産者団体は、農林大臣が指定した全国を区域とする農業協同組合連合会とし、交付金は農協系統を経由して生産者に交付することといたしましたのであります。

第五は、指定乳製品の政府買入額及び販売額についてであります。

政府は、乳製品の需給及び価格の安定をはかるため、指定乳製品を生産者団体または乳業者から

の申し込みを受けて買入れるものとし、買入価格は、販売基準価格によることとしたのであります。

次に、政府が買入または輸入した乳製品の

水準に安定するようにつとめることといたしておられます。

第六は、乳製品の輸入についてであります。政府は、牛乳等年度需給計画に基づき、需給上必要な乳製品を輸入するものとし、輸入については、政府が、これを行なうこととしたのであります。

第七は、学校給食用牛乳の無償給付と、母子保健牛乳の給与についてであります。

わが日本社会党は、すでに第四十六国会に学校給食法の一部改正法案及び学校給食牛乳の供給に関する特別措置法案を提出し、今国会において、目下継続審議中であります。が、両法案の趣旨は、義務教育諸学校の児童、生徒に対し、牛乳の学校給食を無償で給与することとし、これが実施に必要な措置を内容としたものであります。

したがつて、本法案においても、学校給食牛乳を無償で給付する旨を明らかにいたしたのであります。また、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持増進をはかるため、母子に対する牛乳、乳製品の採取に必要な費用の全部または一部を国が負担する旨を明らかにいたしたのであります。

第八は、牛乳審議会の設置についてであります。

審議会は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳等需給計画、牛乳の保証価格、飲用牛乳及び乳製品の販売基準価格、その他重要事項を調査審議し、あわせて農林大臣に対し建議するものといたしております。

第九は、牛乳等年度需給計画に関する施策についてであります。

政府は、牛乳等年度需給計画に基づき、牛乳の流通の円滑化をはかるため、牛乳の遠距離輸送に必要な牛乳専用貨車または、牛乳専用船を建造して、日本国有鉄道または、指定生産者団体に無償貸し付けを行ない、公共的な牛乳の輸送が期せられるよういたしましたのであります。

第十は、政府は牛乳の価格安定をはかるため、生産者団体の飲用牛乳または、乳製品の製造施設

等について、経費の一部を補助することができることとし、また、乳業者に対しても、それ等の製造施設を要する資金の融通、あつせんを行なうものといたしたのであります。

第十一に、農林大臣または、都道府県知事は飲用牛乳または、乳製品の製造または販売業者に対し、流通経費の低減をはかるため、経営の改善、合理化等に関し、必要な勧告を行なうことができるものといたしたのであります。

第十二は、交付金の対象となる生乳の集荷及び販売の適正を期すため、指定生産者団体及び乳業者は農林省令で定めるところに従い帳簿を備えつけること、農林大臣または都道府県知事が必要とする報告、または立ち入り検査に応ずる義務を明示いたしたのであります。

第十三は、附則におきまして、農林省設置法、酪農振興法、畜産物価格安定法について改正及び諸規定の整備を行なうこととしたとしております。なお、この法律の業務及び会計については「牛乳管理特別会計」によることとし、別途に法律案を提出することにいたしたのであります。以上が牛乳法案の内容であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いして提案理由の説明をいたします。

○委員長(仲原善一君) 児玉衆議院議員。
○衆議院議員(兒玉末男君) ただいま議題となりました芳賀貢君外三十二名提出にかかる甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案及び沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案につき、提出者を代表してその提案の理由を御説明申し上げます。

わが国における甘味資源としましては、てん菜を原料とする北海道等のてん菜糖、甘蔗を原料とする南西諸島、沖縄の甘蔗糖と国内産てん粉を原料とするブドウ糖がござります。これら甘味資源の対策としててん菜生産振興臨時措置法の期限切れに際し、甘味資源の生産の振興、砂糖及びブドウ内甘味資源業界の苦惱の主因は、申すまでもな

資源特別措置法が、第四十三回国会に提出され、第四十六回国会で成立をみたものであります。

その際、わが党いたしましても、第四十三回国会に、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理

ると言つても過言でないことを、あらためて明らかにいたしておきたいのであります。

わが党いたしましては、糖価の安定なくして、てん菜、甘蔗、イモ、でん粉の生産農家は安

心して、その生産を行ない得ないことは年來の主張であります。甘味資源の生産の振興と糖業の発展及び糖価の安定をはかるためには、砂糖の国家管理の方法をとる以外にその方途はないと確信いたし、本国会において、さきの第四十三回国会に提出いたしました甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案に、所要の改正を加え再提出いたしますとともに消費者の立場も考慮いたしまして、糖価水準の引き下げをはかるよう砂糖消費税の廃止も行なうこととしたとしておりま

す。

次に、この法案の内容について概要を御説明申し上げます。

第一は、砂糖類需給計画の策定であります。農林大臣は砂糖審議会にはかり、砂糖類の需給見通し、砂糖類の生産目標、てん菜、甘蔗及びブドウ糖原料のでん粉の生産目標、砂糖類の輸入見通し、等の重要な事項について、毎五カ年を一期とする長期需給計画を定め、これに基づく毎年度の需給計画を具体的に改めて、施策の方向を明らかにして、これを公表することといたしております。

第二は、てん菜及び甘蔗の生産振興についてであります。が、生産条件が、てん菜または甘蔗の栽培に適しており、農業経営の改善により生産が増大する見込みが確実であり、さらに製糖企業を成長せしめるだけの生産量を確保し得る見込みのあること等を考慮し、農林大臣は都道府県の区域につき生産振興地域の指定を行なうものであります。次に生産振興地域の指定を受けた都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会にはかり、生産振興計画を定め農林大臣の承認を求めることが

しておられます。

第三は、砂糖類製造施設の承認制であります。が、現在の製糖工場は原料不足等の理由から不安定な経営におちいっている現状であり、これ等製

造施設の合理化はもちろんであります、設備が過剰とならないよう、原料の生産に即応し施設の設置または変更につき農林大臣の承認を要することといたしております。

なお、ブドウ糖の製造施設についても同様の承認を要することといたしております。

第四は、生産振興地域内において生産されたん菜または甘蔗の集荷及び販売については、生産者団体を通じて一元的に行なわれるようにつとめ、生産者団体及び製造業者は、これらの事項につき、契約を締結するようにいたしております。また第五は、砂糖類の政府買い入れの措置についてであります。国内産てん菜糖類及び甘蔗糖にあつては、砂糖製造業者の申し込みに応じて、政府買い入れを行なうことといたしております。また

第六は、生産者価格及び買い入れ価格についてであります。まず、てん菜及び甘蔗の生産者価格については、選択的拡大の重要な作物とみなし

て、生産者米価の算定と同様に生産費、所得補償方式に基づき生産者価格を定めて告示することといたしました。

次に、てん菜糖及び甘蔗糖の政府買い入れ価格については、てん菜または甘蔗の生産者価格を加糖の製造及び政府への売り渡しに要する経費をえた額を基準として定めることとしております。

なお、ブドウ糖の買入価格については、農粉の政府買入基準価格に所要の経費を加えた額を基準として定めることとしております。

第七は、砂糖の政府輸入についてであります。が、政府は需給計画に基づき、必要量の砂糖を輸入することとし、政府以外の輸入は認めないことといたし、この際、関税については、これを免除することといたしてあります。

第八は、砂糖の販売標準価格についてであります。

すが、販売標準価格は、砂糖の国際価格、国内産糖の生産費、家計費、物価事情等を参考して定め告示することといたしました。

第九は、砂糖の小売り標準価格についてであります。小売り標準価格は、販売標準価格に販売に要する費用を加えた額を基準として定めることといたしてあります。

なお、農林大臣は、糖価安定のため、必要な勧告を行なうことといたしてあります。

第十は、砂糖類の政府買入渡しについてであります。政府は需給計画に基づき、その所有する砂糖類を充り渡しものとし、充り渡し予定価格に要する経費を控除した額を基準として、定めることといたしてあります。

第十一は、助成措置についてであります。国は予算の範囲内で、生産振興地域の都道府県に対し、生産振興計画の実施に要する経費の助成を行なうことといたしますとともに砂糖類の製造施設につき必要な資金の融通のあつせんを行なうものといたしました。

第十二は、砂糖審議会等の組織についてであります。甘味資源の生産振興、砂糖類の需給計画、てん菜等の生産者価格、砂糖類の政府買入価格及び砂糖の標準価格の決定に関する重要な事項を調査審議するため、農林省に砂糖審議会を設置することといたしております。

昨年の第四十六回国会において、わが日本社会党は、牛乳の学校給食について、栄養価の高い国内産牛乳による学校給食を行ない、もつて、わが國酪農の発達と児童及び生徒の心身の健全な発達をはかるため「学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案」について提出者を代表して、その提案理由を御説明申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 東海林衆議院議員。

○衆議院議員(東海林穂君) ただいま議題となりました「学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案」について提出者を代表して、その提案理由を御説明申し上げます。

第一に、国は、学校給食の実施に伴い、毎年度、学校給食の用に供する牛乳を買入れ、公立または私立の義務教育諸学校の設置者に無償で給付することとしております。

第二に、国は、学校給食の用に供する牛乳の買入に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならないこととしております。

第三に、学校給食用牛乳の国の買入価格は、毎年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならぬこととしております。

第四に、国は、学校給食の用に供する牛乳の買入について、生乳生産者団体から買入れを優先的に行なうこととしております。

第五に、国は、予算の範囲内において、生乳生産者団体に対し、学校給食の用に供する牛乳の供給の円滑化をはかるため、牛乳の処理施設の新設または改良に要する経費について、その三分の一を補助することとしております。

以上、本法律案の提案理由及びその内容の概略を申し述べました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(仲原善一君) 三十分間休憩いたしま

第十四に、この法律は昭和四十年十月一日から施行することとし、甘味資源特別措置法は廃止することといたしております。

以上、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案の概要でございます。

次に沖縄産糖につきましても、沖縄糖業の振興と經濟の安定に資するよう、国内産糖に準じ、政府買入れができることとするため「沖縄産糖の政

府買入れに関することといたしてあります。

以上、法律案の提案理由及びその内容の概略を申し述べました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

るわけですよ。それははつきりしなさい。これから衆議院に回るわけでもないでしょ。きょうだけでこれは審議の日がないのですから、いわば国会の審議の場はきょうこれから一時間で終わるのですから、それをはつきりさせなければ、それはわからないわけだから、ぜひともきょうひとつそれを出していただきやすくしてください。これは農業のことばかり考えておりますが、その意味では非常に片手落ちであると思ひます。農業ばかりではなくて、これから残つた水域での漁業のこともぜひ考えてほしい。これは技術面としても、当然可能性はあるわけですから、事務当局のほうでそういう計画があるか、または大臣、次官あたりから、そういうきめのこまかい指示がされているのかいないのか、それを両方からお伺いしたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御指摘のとおり、四千七百ヘクタールの調整池が残りましてございま

す。そこで、これをそのままにするということはもつたないことでございますので、昭和四十年

度に、農林省で、水産庁が中心になりまして、内水面漁業地域振興計画の地域指定を行なつております。それから調査、計画を進めて、そして四

二年度から事業を実施する予定で準備中でござります。県といたしましては、八郎潟残存湖水産利

用対策審議会といふものを設けまして、農林省、

水産庁、水産試験場、県の水産課、県の水産試

場をもつて構成いたしまして、昨年の十二月に第一回の会議を開催いたしまして、この活用の方

途を現在審議中でございます。

○石田次男君 その計画は、現在、まだきめてい

ないのでですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 振興計画を立てるた

めの調査を四十年度からやりまして、四十二年度から事業を実施するということです。

これから事業を実施するといふことでございます。

○石田次男君 それで三十二年に補償をして、も

うことし一ぱいに発足せられるというのですか

うんですね。大体いまの政府与党のやることは、

そういうふうにだらだらして、さあ埋め立ては終

わった、事業団をつくって、それからぼつぼつと

漁業資源のほうも調査して、調査が終わつてから

少しずつふやそら——まるつきりたるんぢやないん

ですね。そういうことではんとうに総合的な現地

の住民のことを考えた開発計画と言えますか。少

しその計画はルーズ過ぎるんじゃないですか。そ

の点、いかがですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御指摘の点確かに留

意すべき事柄だったと思います。何分四十年度三

月水をはきますので、その過程におきまして渦り

ますので、それが完了するまでは淡水として利用

いたしかねる、漁業として利用いたしかねる事情

もございましておくれております。確かに先生御

指摘のとおり早めに、完成いたしましたぐできる

ように、事前に計画を急ぐべきだという点は、確

かに私どもとしてはおくれておる、かように考え

ます。

○石田次男君 その点は、時間がないから、ひとつ答弁のほ

うも簡単にお願ひします。

私は秋田の生れで、秋田で育つたからよく知つ

ておりますが、あのやぐらは確かに簡単なもので

すが、一たん立てたら農業の機械化をはばむもの

ですよ。大型機械化でもつてがたがたやるわけに

はいらない。電柱がたくさん立つているのと同じ

ですから、だから全面的に鉱区が設定されて、ど

んどん掘れば、ここで述べているような理想的な

大型農業ができるようになりますけれども、

そことの調節はどう考えておりますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 八郎潟の干拓に関し

まして、先に研究会を設けて長年検討しております。

そこでも御指摘のとおりの石油の問題が出ま

した。これに関しては、農業への影響がないよう

な方法が講じられる、また講すべきであるとい

う方法で考えてまいりたい、かように存じております。

○石田次男君 これはあとの実施のときのお手並

み拝見としまして、打ち切つておきますが、埋め

立てした周辺の問題です。まわりですね。御存じ

と思います。あすこのところは大体景色のいいと

ころでして、八郎潟といふのは昔からいわば周辺

なり多いようございます、かように承知をいた

きました。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答え申し上げま

す。現在、八郎潟の中央干拓地区については、大

部分すでに鉱業権が設定されております。それか

ら御指摘のとおり石油及び天然ガスの埋蔵量もか

なり多いようございます、かように承知をいた

きました。

○石田次男君 この八郎潟の新農村建設事業です

が、いままで聞いたところによれば、農林省の説

明では、十年くらいで終了させるといつておるの

ですが、ところで反面、書いてあるとおりに、事

業団をつければ、役員の任期は三年、こうなつて

おりますよ。で、計画としては十年くらいかかる。

とすれば事業団そのものは当然十年くらい仕

事をするという意味であると私は了解しているわ

る。

○石田次男君 それで三十二年に補償をして、も

うことし一ぱいに発足せられるというのですか

うんですね。大体いまの政府与党のやることは、

そういうふうにだらだらして、さあ埋め立ては終

わった、事業団をつくって、それからぼつぼつと

漁業資源のほうも調査して、調査が終わつてから

少しずつふやそら——まるつきりたるんぢやないん

ですね。そういうことではんとうに総合的な現地

の住民のことを考えた開発計画と言えますか。少

しその計画はルーズ過ぎるんじゃないですか。そ

の点、いかがですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御指摘の点確かに留

意すべき事柄だったと思います。何分四十年度三

月水をはきますので、その過程におきまして渦り

ますので、それが完了するまでは淡水として利用

いたしかねる、漁業として利用いたしかねる事情

もございましておくれております。確かに先生御

指摘のとおり早めに、完成いたしましたぐできる

ように、事前に計画を急ぐべきだという点は、確

かに私どもとしてはおくれておる、かように考え

ます。

○石田次男君 その点は、時間がないから、ひとつ答弁のほ

うも簡単にお願ひします。

私は秋田の生れで、秋田で育つたからよく知つ

ておりますが、あのやぐらは確かに簡単なもので

すが、一たん立てたら農業の機械化をはばむもの

ですよ。大型機械化でもつてがたがたやるわけに

はいらない。電柱がたくさん立つているのと同じ

ですから、だから全面的に鉱区が設定されて、ど

んどん掘れば、ここで述べているような理想的な

大型農業ができるようになりますけれども、

そことの調節はどう考えておりますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先に研究会を設けて長年検討しております。

そこでも御指摘のとおりの石油の問題が出ま

した。これに関しては、農業への影響がないよう

な方法が講じられる、また講すべきであるとい

う方法で考えてまいりたい、かように存じてお

ります。

○石田次男君 これはあとの実施のときのお手並

み拝見としまして、打ち切つておきますが、埋め

立てした周辺の問題です。まわりですね。御存じ

と思います。あすこのところは大体景色のいいと

ころでして、八郎潟といふのは昔からいわば周辺

なり多いようございます、かのように承知をいた

きました。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答え申し上げま

す。現在、八郎潟の中央干拓地区については、大

部分すでに鉱業権が設定されております。それか

ら御指摘のとおり石油及び天然ガスの埋蔵量もか

なり多いようございます、かのように承知をいた

きました。

○石田次男君 この八郎潟の新農村建設事業です

が、いままで聞いたところによれば、農林省の説

明では、十年くらいで終了させるといつておるの

ですが、ところで反面、書いてあるとおりに、事

業団をつければ、役員の任期は三年、こうなつて

おりますよ。で、計画としては十年くらいかかる。

とすれば事業団そのものは当然十年くらい仕

事をするという意味であると私は了解しているわ

る。

けですが、それに間違いがなければ、役員の任期が三年というものは、これは仕事の性質からいつても、あまりにも短か過ぎるのではないか、いや、そうならたそれも今度はそのまま同じ役員でも、もってまた再任していけばいいじゃないか、こういうことも出てきますけれども、とかくお役所でやつてることを見ますと、三年なら三年といふことになれば、理事長でも理事でも監事でも、みな首のすぐかえして、いわば公団人事をだらいくつしして、ごつそり退職金をもらって、ぐるぐる回るのですよ。社会党さんあたりで法案に反対とうのも、一つはこういう公団人事の点からきている点もあると思います。私はそれは当然だと思います。むしろよそとの振り合いからいつてこうなんだといふかもしませんけれども、こういふ性質のものは、はつきりと役員の任期も事業内容をふさわしいものにとりきめて、本腰を入れた仕事をさせる必要がある。三年くらいで首のすぐかえなどをやって、それで満足なものができるわけはない、こういうふうにも考えられるわけです。また、地元としても、やたらに人間がかわつたり何かして、ぐるぐる変動があれば、やはりやりにくくいものですよ。そういういろいろな点から総合してみて、この役員の任期、それから事業計画の十年というプラン、それらをにらみ合わせて、本省では、いまやつていらっしゃる方針どおりそれでいいとお考えでしようか。

○石田次男君 三年の任期を置くということは、やはりこの人事が変わることを可とする予想に立つてやつてあるんですね。これはまあ事務局から聞いてもしようがないと思うのです。私はさういうふうにお考えでしょうか。三年といえば、われわれ議員の任期六年、前半の三年なんというものは、もう無我夢中で過ぎて、あの三年はさういう選挙だといつてこれがさつと過ぎて、実際六年いたつてほんとうに自分で満足できるような仕事はできないのですよ。それを、公団つくつて、いろいろとの役人をそつちに引っぱつていつて、もの覚えさせて、仕事をやらせる。それは一応の、一通りのことはできるでしようけれども、本腰を入れて、じっくりとこの現地の事情を理解し、地元の要望を知り、そして一つの行政としてがつちり力を入れるについては、この十年という仕事の期間に比較して三年というものは、これほどいろいろなものでしょうか。さくばらんな御答弁をひとつ聞かしていただきたいのですがね、次官の。

○石田次男君 では、一吉階で了解しまして、現在どうふうに考えております。
一、理事三、監事一、計五人につたものが出てくるたびに、とにかくこれらの上位クラスで最低二十万円、平均のいい月給取りです。これは年間相当なもので、これだけでも軽くこれは一二〇万円かかるこの人件費が、間に、私はこれは絶対にほしいと思うのですがね。
○政府委員(丹羽雅次郎君) やさないかという御質問から。
○石田次男君 いやふむやなさいのです。こんな人間が、これから。
○政府委員(丹羽雅次郎君) 角度から、本事業団はこのしかろうという判断をいたしました。これをふやすといふわけではございません。
○石田次男君 いまちよつた。すみませんが。
○政府委員(丹羽雅次郎君) ざいますので、この仕事などを関係当局ともいろいろお話しをさせます。特別の事情のことは考えておりません。
○高山恒雄君 今度の八月法規案について私が質問したこと、この周辺におられた方へされた方ですね、これは非常に相当の補償がなされ、その後の水路における漁業権がないのか。それはもうそぞらか。相当水路としても大きはどうなつておるかといふと、

その御答弁はいまの段の役員人事は、理事長です。で、毎回こうに申し上げているとお事といふものは、理事長二十五万円くらいいうのを一人ふやせますよ。まあ現在の五百万円でしよう。年來ですね、十年間のうやさないといふ約束をその点はどうですか。理事、監事を絶対ふと存じますが……。がないといふ約束をほんたつてしようがないと答弁聞きました

○政府 許可する。
○高山 とつて、そ
○政府 す。
○高山 おつた
○政府 と、こ
○政府 将来こ
○政府 非常に
○高山 それか
○高山 にたく
○高山 だけで
○高山 といふ
○高山 ように
○高山 募集す
○高山 と、か
○高山 それか
○高山 ある、
○政府 しては
○高山 中央干
○高山 なんでも
○高山 も募集
○高山 へおき
○高山 経緯を
秋田県 してお

可するという考え方を唱えます。しかし、先生御指摘のとおりましたから、漁業権は一律に、先ほど申しましたとお用のしかたをきめまして新たに漁業権を付与しておきます。

しても、あるいは水公団にいたしましても同様な問題に当面いたしました。十分話し合いをして、職員団体の方々と話し合いの上処理したよろでございます。

○北村暢君 八郎潟の新しい事業団ができるわけですが、それが国営事業で引き続いてなぜできないのか、新しい公団をわざわざつくらなければならないのはなぜなのか、この理由を簡単に説明していただきたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 実はこの事業をやるのにどうしようかということで、各方面から検討いたしました。特別会計をつくって、国の手で干拓事業の先をさらにやるかという問題も検討してみました。それから既存の公団でやれないかともうことも検討いたしました。しかし、何分自治大臣との共管の面もございまして、国の特別会計では非常に執行が困難であるという問題にぶつかりました。機械公団等を使うといふことにつきまがどうしても要る。この事業団に財政投融資からなにからを一年ペールしてこの事業団でやるといふ考え方に達した次第でございます。

○北村暢君 衆議院の附帯決議に、八郎潟新農村建設にあたっては農地開発機械公団の活用につとめることという附帯決議がついているのですが、この附帯決議は尊重するということになつたのだろうと思いますが、一体こういうことは可能なのかなどうかどうかといふこと、それからいま説明がございましたが、農地機械開発公団の從来の事業の内容からいって、こういう新農村建設ということができるのかどうなのか、私はそれほど困難ではないのではないかといふ判断をしているのですが、この点をひとつお答え願いたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 申すまでもなく機械

公団はたくさん機械を持っておりまして、工事を実際に執行する公団でございます。したがつて、その持つております機械に対しては事業、たとえば八郎潟の中で圃場を整備する、あるいは一部の道路をつくるというような仕事は、機械公団が自分の機械を持つてやってもらうのに適する仕事でございますので、そういう方面で機械公団に仕事を発注する、委託するといふに考えていいわけでございます。衆議院の附帯決議には、それを極力活用につとめる、適する事業については極力活用を考えるつもりでございます。そこで、今度は、八郎潟新農村事業団にかわって機械公団にやらしらるいじやないかという話でございましたが、この八郎潟のほうは、先ほど申しましたとおり國から基本計画を受けまして実施計画を立てて、たとえば道をどういふうにつける、あるいははどういうふうに学校をつくるという企画機関企画いたしまして発注する機関でございます。自分がそういう建築の資材や人手を持つ必要のない機関でございます。任務が相違っておりますので、任務の混濁があるということはどうしてもうまくないといふ立場で、企画し発注する公団として別に入郎潟に公団をつくる、それから実際に工事をする仕事の面は機械公団がこれから委託を受けてやるという整理をいたしました。

○北村暢君 大体わかりましたけれども、私は、すでにもうスーパーの管理会のときに申し上げましたからもう申し上げません。ただ、公団が乱立をしていくことについて非常に遺憾に思っています。いま発注するいわゆる資金的な面、事業は二百数十名、二百名と申しましたが、二百数十名、それを二応予算の際には二百五十名くらいの料では、二百五十名程度の人員を予想しているんじやないですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 最盛期におきましては二百数十名、二百名と申しましたが、二百数十名、それを二応予算の際には二百五十名くらいの考え方であるといふ説明を、財政当局にいたしましたわけであります。

○北村暢君 そこで、事業の基本干拓地の工程表を見ますといふこと、事業の完了するのは大体五五年で、訓練指導期間だけが五十年、こういうことになつておるようございます。そうすると、この公団の指導関係が約三十五、六名ですから、あとの管理関係は若干残るんでしょけれども、潟の事業団に相当の技術者もなければこれはできないような仕組みになつておるようですが、建設部だけで約百名くらいの人員、そうすればこれはほとんど技術者ではないかと思う。そのほかの事務関係の人も、急にこういう人を全部集めるといつても、なかなか簡単にいかないだろうと思うのですが、現在の国営八郎潟干拓事業所からこの事業団に、国営事業をやめて事業団へ行くというような人は、予想としては一休どのくらいおるのか、そしてまた国営事業からそういう人の人員配置がなくても、非常に短期間において事業を完成しよろとしておりますが、それだけの技術者を確保する見通しがおありになるのか、どうなのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 供給のソースといったの計画そういうことをやり、しかも營農指導をやることになつておるのでありますから、また県の事業団は、この八郎潟の事業が終わつたら、減らさなきゃならない。そうして昭和五十年には全部の事業を完了する、こういうことになりますので、そのときに、この事業団はあつさり解散するのか。これは大臣にひとつ聞きましよう。これは地方に農政局があつて營農指導をするのですね。したがつて、人員はもちろんそのときの事業団は、この八郎潟の事業が終わつたら、ほうへ仕事を見つけて、今度はほかのほうの、中海とか長崎とか、そういうところへ移つていくよ

うな考え方で、この事業団はまたずつと残つていいのか、八郎潟だけで解散するのか、これ、見通しなどなつておりますか。

○國務大臣(赤城宗德君) 八郎潟の事業団は、八郎潟の事業団として目的が終わりましたら、一定の時期にはやめる、こういふように考えます。ただ、そういう人をどういうふうにまた育切りといたしまして、そのままにしておくというわけにはいきませんから、その人の配置等については考えることがありますけれども、事業団としては一定の時期が来ましたら、目的達成いたしましたならばやめる、こういふ予定でございます。

○北村暢君 機構でございます。現在のところ、総務部、建設部、管理部、指揮官といつましても、四十年度においては一応百数十名、最盛期には二百名程度になる見込みをもつて考えております。

○北村暢君 あなたの、予算を要求したときの資料では、二百五十名程度の人員を予想しているんじやないですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 最盛期におきましては二百数十名、二百名と申しましたが、二百数十名、それを二応予算の際には二百五十名くらいの考え方であるといふ説明を、財政当局にいたしましたわけであります。

○北村暢君 そこで、事業の基本干拓地の工程表を見ますといふこと、事業の完了るのは大体五五年で、訓練指導期間だけが五十年、こういうことになつておるようございます。そうすると、この公団の指導関係が約三十五、六名ですから、あとの管理関係は若干残るんでしょけれども、潟の事業団に相当の技術者もなければこれはできないような仕組みになつておるようですが、建設部だけで約百名くらいの人員、そうすればこれはほとんど技術者ではないかと思う。そのほかの事務関係の人も、急にこういう人を全部集めるといつても、なかなか簡単にいかないだろうと思うのですが、現在の国営八郎潟干拓事業所からこの事業団に、国営事業をやめて事業団へ行くというような人は、予想としては一休どのくらいおるのか、そしてまた国営事業からそういう人の人員配置がなくても、非常に短期間において事業を完成しよろとしておりますが、それだけの技術者を確保する見通しがおありになるのか、どうなのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 供給のソースといったのはり時限性の問題もございまして、秋田の知事も時限性の問題は考慮いたします。秋田県厅からなるべく出して、時限性の際の処理についての問題を極力少なくしたいという立場をとつております。私どもも、したがいまして八郎潟の事業所と秋田県厅を中心ソースを考えまして、そして、それから八郎潟の事業所の一部は、先ほど申し上

いましたほかの干拓地のほうに行くということをございまして、そういう立場から、この人間は確保できるという見通しを持つております。ただ、本法は施行になつておりませんので、具体的に職員に呼びかけて希望をとるということは差し控えております。もし法律が幸い御通過願えれば、その段階において十分各人の希望をとる、不足分はほかの事業所から、あるいは秋田県から埋めてまいりたいと考えます。

慮する、こうしたことでございましたが、国営事業から公團へ移った方が、再び農林省にかえりたいた、そういう希望があつた場合に、可能であるかどうかという点についてお答え願います。
○政府委員(丹羽雅次郎君) 御承知のとおり、八郎潟とか愛知用水に出向いたしますについて、水源に出向いたします際にも、本人の要請は当局でちゃんと登録いたしております。かえる際には引き取るという、現在は引き取るという措置をとっております。八郎潟事業団についても同様に考えております。
○北村暢君 もう時間がございませんから、一く簡單にお伺いしますが、この資料にもありますように、八郎潟大拓地大型機械化稻作作業体系試験といふのが行なわれまして、その概要がこの資料に述べられておりますが、試験の結果は非常に不成功で、予期した成果が得られなかつたということが出ております。この試験がこういう不成功になつたのは、若干の原因も書いてあるのであります。が、事業団がこの建設事業をやり、入植者が実際に入植して、模範的な新農村ができる、こういふものについて、私は、この試験の結果から見ますというと、入植当初の一、二年は非常に督農において不安があるのでないか、このように思うのです。したがつて、この試験の結果を勘案し、どのような措置が考えられておるか、この点についてお伺いいたしたいと思うのです。

三十九八年はこの試験は率直に書いてござりますとおり、三十九九年度、この一九ページの、次の欄にござりますように、三十九九年度は手当てをいたしまして、おむね所期の成果をあげております。しかし、これは実験でございますので、実際に人を入れる際には大事をとらなければいけない、そういう立場におきまして、実際に人を入れます際には、四十二年に入る人を、四十年から国の農場で一年程度訓練をする、かつその間におきましての土壤条件の整備につとめるところで、先ほど訓練が非常におそらくまでかかるようになつてゐるという御指摘がございましたが、これは土壤条件の整備に応じて入れるといふように、逐次少しづつ入れてまいりという考え方をとつておるわけですがござります。私どもいたしましては、土壤条件の整備と試験及び訓練を通じまして、現在やつております周辺干拓地におきますこの試験を通じまして遺憾のないように大事をとつて仕事を進めてまいりますから御説明願いたい。

○北村暢君 基本計画は農林省がお立てになつて、いるようですが、基本計画の構想、いうのはどういうものを持っておられるのか、それから入植計画はどのように考へ方で対処しようとしているのか、それから當農の機械化、農業のモデル構想と、いうのは一体どんなものなのか、この点を、質問

○政府委員(丹羽雅次郎君) 基本計画をいたしましたことは、基本方針とそれから工事計画に関する事項と、所要事業費に関する事項というふうに分けまして、基本方針の中では事業の施工区域、それからその中で特別会計でどこまでやるか、それから先をいわゆる公團がやるという施工区域の概況その他を明らかにして、かかる後に事業に関する事項、機械の導入管理に関する事項等々にござります。

基本計画では示す予定でございます。それから御質問の第二点の、営農の体系でございますが、これは先ほどもちょっとと申しましたとおり、現在圃場を六十ヘクタール程度にする前提で土地の整備にかかるております。この事業団を通じてそういう形で整備をいたすつもりでございます。したがいまして、この地域におきましてはやはり六十ヘクタールを十二戸で一緒にになって経営をするという形をとりたい、かように存じます。そりやいたしますと、当然播種は機械によります直播によらざるを得ない、したがって、収穫はコンバインによらざるを得ない、したがって、営農に関しては一ユニットに対し大型三十馬力のトラクターを一台ないし三台を用意する必要がある、こういうことで、関係の技術者の方々と設計を銳意詰めている段階でございます。

○北村暢君 入植計画はどうなつてあるんですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) そこで、地区が順番にかわいてまいりますので、一挙には入れるつもりはございません。順番にかわいたところから、土地条件の整備をいたして入れていくつもりでございます。したがいまして、且下のところ考えておりますのは、四十二年に三百四十人、次が六百人、次が六百人、五百六十人、四百人といふうなり段階で、四十六年までかかるて逐次入れる、そしてその前に一年間の訓練を重ねてまいるという形にいたしております。したがって、そういうふうに考えますと、四十年度におきまして選考の基準なり何なりを明らかにして募集をいたす、こういうかつこうに相成ります。

○北村暢君 募集ということですが、入植の対象者は全国至るところから募集するのですが、これはどういう考え方で募集するのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 私どもの考え方としては、全国的に募集をいたす考え方でございます。ただ、先ほども申しましたとおり、実際の募集者の中で募集の条件に合う人がもし競合するような場合におきましては、先ほど申しましたとおり、秋

○北村暢君 最後に一つお伺いしますが、これは農林省の干拓地ですから、もちろんいまの基本計画に基づいてやるということになれば、新農村といふことで農村が建設される。このように理解されるわけであります。農村以外の目的に使用せらるるということには絶対にならないのかどうなのか、たとえば一部工場の集団団地をつくるとか何とかといふことにはならないのかどうか、その保証はあるのかないのか、この点を最後にお伺いいたします。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お手元の配付資料の三ページに図が書いてございますが、やっぱりこれだけの数千戸の人が入りますので、市街地として八百屋、魚屋、そういう方々の地域はやはり必要だと思います。それを私ども総合中心地と呼んでおります。しかし、この地区は農地でございますから、農地転用を働くかせる余地がございますので、転用許可をやたらな工場等についてはいたさない考えでございます。

○北村暢君 調整池というのがあるんですが、この調整池等について利用の方法等についてはほとんどないように考えておりません。何か有効な使い方があるのかないのか、また、中央地区以外に南部干拓地、西部干拓地が周辺にあるわけですね、こういうようなものについての入植計画といふようなものは、農用地としてのみ利用するのか、あるいは工業用地として集団団地をつくるというようなことにはならないのか、この基本計画は大体中央の農地と合わせまして増反用地として米をつくつてお伺いいたします。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 周辺干拓地は現にどんどん完成いたしておりますので、先ほども申しまして、たとおり漁業補償を受けた方々の増反用にどんどん配分をいたしておりまして、これらの方々が既存する方の農地と合わせまして増反用地として米をつくつます。

ておる現状でござります。ほかの施設はできておりません、またつくる考へはございません。

それから調整池は先ほど石田先生の御質問に対してお答えいたしましたとおり、これをあらためて漁業として利用する余地を考える必要がある。

そこで現在秋田県におきまして利用対策審議会をつくりまして、どういう魚をどういうふうにして養殖をしてどうとるか、その検討を続けております。それが確定いたしますれば新しい漁業権を許可する形に相なります。

それから石田先生からの御質問にお答えできなくて申しわけなかつたんですが、資料取り寄せました。三十二年におきますときの資料といたします。魚類を百九十万三千貫、一年間でござります。魚介が百十九万六千貫、その類でござりますが、これが二十八万七千貫、金額に直しまして締めて二億六千二百万円、これが過去四カ年間の収穫から算定いたしました八郎潟におきます漁獲高でございます。

○石田次男君 それで、その問題きまりつけたいと思いますが、これから水産庁を中心にして計画されるというわけですが、二億何千万のものを将来生産させる見込みは技術的に見てありますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 八郎潟は御承知のとおり、過去において塩水が一部入りております。それから今度はそれを淡水化いたしました。

そこで状況が非常に変わっております。そこで、先ほど来申したとおり、どういふ魚をどういうふうに養殖するなり、つくるなりすることが一番収穫高を高めるかという立場で、水産庁水産研究所、県の水産課、県の水産試験場で現在鋸意検討中でござりますので、せつから先生の御質問でございますが、その当時の二億三千万円以上のものが四千ヘクタール程度の狭まつた地域でどれかどうかという点につきましては、現在まだ明確にお答えするだけの資料が整っておりません。

○石田次男君 じゃあ、それはひとつ極力農林省の研究にまつといたしまして、最後に大臣にひとつお伺いしたいのです。というのは、先ほどお約束して、事務当局から一応の御返事はいただいておるわけです。内容は役員の任期と人事の問題です。この仕事は大体十年かかるといつておるわけです。この事業團は十年仕事をする。ところが役員の任期が三年になつておるわけですね。この三年といふのは、たいがい公團づくりは大体三年か四年ぐらいが普通だから、それに合わせたのだろうと思つて質問したら、御答弁もそのようでした。ところで、三年といえば、さつきも言つたのですが、非常に短いものなんです。われわれ議員をやっておつても、三年といい六年といい、まあ三年という時間は非常に仕事をするには短いのです。このところは十年間で仕事を仕上げる。三年でいけば、きちきちとやれば任期が三回くるわけですから、がつちりした仕事をするのに、三年ごとに理事がかわつたり理事長がかわつたり、あまり人が異動するというのは芳しくないと思う。仕事の上からいっても打ち込めないしかわればまた退職金なんていつて固費の乱費が始まると、これは相当に任期の点は考えるべきではないか、こう申し上げたのです。それから役員は理事長一、理事が三、監事一、計五です。十年間であれだけの村一つ扱つて、そこへ営農体制を確立するわけですから、その規模に見合わせて五人ときめたのだろうと思ひますので、この十年間であとは絶対ふやさないといふ当然見通しがあつてきめられた数字であるべきだと思うのです。それについての返事は、現在ではかえらない。よほどの情勢変化でもない限りはふやさないつもりだといふ事務当局の返事ですが、つもうといふのは、私はなはだ煮え切りもしないし、計画としてはおかしいと思います。仕事の内容がはつきりわかっていますので、ふやさないと、確約をここでしめておるし、対象になる物件、土地、仕事の内容、これもきまつたものです。とくに政府としては、何があるとすぐこういった公團の役員をふやしたことありますので、ふやさないと、確約をここでしめていただきたいと思いまして、その質問を申し上げるわけなんです。この二つ、ひとつ大臣御意見をお願いいたします。

修正案を朗読いたします。

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲原善一君) 他に御発言もなければ、本案についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲原善一君) 他に御発言もなければ、本案についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございました。

○委員長(仲原善一君) 全会一致をもつて可決されました。

○委員長(仲原善一君) よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○委員長(仲原善一君) よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○委員長(仲原善一君) よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○森八三一君 私は、自由民主党を代表して、たゞいま議題となつております開拓融資保証法の一項を改正する法律案について、本法案の成立がお述べを願います。なお、修正意見のある方は討論中にお述べを願います。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○森八三一君 私は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございました。

○委員長(仲原善一君) 全会一致をもつて可決されました。

○矢山有作君 私は、日本社会党を代表いたしまして、開拓融資保証法の一部を改正する法律案に對して、次のよろづ附帯決議を付したいと存じますので、御賛成をお願いしたいと存じます。

政府は開拓事業の推進のため、開拓農振興審議会の答申を尊重して、抜本的対策を確立すると共に、特に左記事項の措置をはかるべきである。

一、農業の構造を改善し、その經營を合理化

東して、事務当局から一応の御返事はいただいておるわけです。内容は役員の任期と人事の問題です。この仕事は大体十年かかるといつておるわけです。この事業團は十年仕事をする。ところが役員の任期が三年になつておるわけですね。この三年といふのは、たいがい公團づくりは大体三年か四年ぐらいが普通だから、それに合わせたのだろうと思つて質問したら、御答弁もそのようでした。ところで、三年といえば、さつきも言つたのですが、非常に短いものなんです。われわれ議員をやっておつても、三年といい六年といい、まあ三年といふ時間は非常に仕事をするには短いのです。このところは十年間で仕事を仕上げる。三年でいけば、きちきちとやれば任期が三回くるわけですから、がつちりした仕事をするのに、三年ごとに理事がかわつたり理事長がかわつたり、あまり人が異動するというのは芳しくないと思う。仕事の上からいっても打ち込めないしかわればまた退職金なんていつて固費の乱費が始まると、これは相当に任期の点は考えるべきではないか、こう申し上げたのです。それから役員は理事長一、理事が三、監事一、計五です。十年間であれだけの村一つ扱つて、そこへ営農体制を確立するわけですから、その規模に見合わせて五人ときめたのだろうと思ひますので、この十年間であとは絶対ふやさないといふ当然見通しがあつてきめられた数字であるべきだと思うのです。それについての返事は、現在ではかえらない。よほどの情勢変化でもない限りはふやさないつもりだといふ事務当局の返事ですが、つもうといふのは、私はなはだ煮え切りもしないし、計画としてはおかしいと思います。仕事の内容がはつきりわかっていますので、ふやさないと、確約をここでしめておるし、対象になる物件、土地、仕事の内容、これもきまつたものです。とくに政府としては、何があるとすぐこういった公團の役員をふやしたことがありますので、ふやさないと、確約をここでしめていただきたいと思いまして、その質問を申し上げるわけなんです。この二つ、ひとつ大臣御意見をお願いいたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 公團、公社等の役員の任期でございますが、大体三年、四年といふ年といふのは、たいがい公團づくりは大体三年か四年ぐらいが普通だから、それに合わせたのだろうと思つて質問したら、御答弁もそのようでした。ところで、三年といえば、さつきも言つたのですが、非常に短いものなんです。われわれ議員をやっておつても、三年といい六年といい、まあ三年といふ時間は非常に仕事をするには短いのです。このところは十年間で仕事を仕上げる。三年でいけば、きちきちとやれば任期が三回くるわけですから、がつちりした仕事をするのに、三年ごとに理事がかわつたり理事長がかわつたり、あまり人が異動するというのは芳しくないと思う。仕事の上からいっても打ち込めないしかわればまた退職金なんていつて固費の乱費が始まると、これは相当に任期の点は考えるべきではないか、こう申し上げたのです。それから役員は理事長一、理事が三、監事一、計五です。十年間であれだけの村一つ扱つて、そこへ営農体制を確立するわけですから、その規模に見合わせて五人ときめたのだろうと思ひますので、この十年間であとは絶対ふやさないといふ当然見通しがあつてきめられた数字であるべきだと思うのです。それについての返事は、現在ではかえらない。よほどの情勢変化でもない限りはふやさないつもりだといふ事務当局の返事ですが、つもうといふのは、私はなはだ煮え切りもしないし、計画としてはおかしいと思います。仕事の内容がはつきりわかっていますので、ふやさないと、確約をここでしめておるし、対象になる物件、土地、仕事の内容、これもきまつたものです。とくに政府としては、何があるとすぐこういった公團の役員をふやしたことがありますので、ふやさないと、確約をここでしめていただきたいと思いまして、その質問を申し上げるわけなんです。この二つ、ひとつ大臣御意見をお願いいたします。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対する修正案
開拓融資保証法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「同年四月一日」を「公布の日」に改め
部を次のように修正する。

し、農業の生産性の向上と農業所得の増大を

はかるためには、生産基盤の拡大がその根幹

である。従つて、政府は未開発地の開発に積極的にとりくむこと。

二、開拓融資保証制度の運用にあたつては、利用の拡大と融資の円滑化とをはかるため、政府出資金の増大につとめるとともに、金利の引き上げについて善処すること。

三、現在、実施している開拓農振興対策については、當農振興資金の確保につとめ、開拓者の旧債については、債務の減免及び棚上げ等その対策の完ぺきを期すと共に、開拓農に調査し、その実情に即するよう必要な措置をとること。

四、離農希望の開拓農家については、職業訓練協同組合の負債、財務等の実態をすみやかに調査し、その実情に即するよう必要な措置をとること。

以上です。
○委員長(仲原善一君) おはかりいたします。
矢山君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でござります。

よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。農林大臣。○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま附帯決議をいたしましたが、いずれも適切であると私は考えます。よつて、その趣旨に沿いまして善処したいと、こう思います。

○委員長(仲原善一君) なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認め、

さよう決定いたしました。

○委員長(仲原善一君) 次に、八郎潟新農村建設事業団法案の討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。

八郎潟新農村建設事業団法案を問題に供します。賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 多数でござります。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。さよう決定いたします。

○委員長(仲原善一君) 本日、二法案が付託になりましたので、まず、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、本案について提案理由の説明を聴取することにいたしました。衆議院農林水産委員長代理谷垣衆議院議員。

○衆議院議員(谷垣尊一君) ただいま議題となりました、衆議院農林水産委員長提出、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法、急傾斜地帶農業振興臨時措置法、地域農業改良促進法、海岸砂地地帶農業振興臨時措置法及び畑地農業改良促進法の対象になつてお

ります地帯は、積雪寒冷の地域であるとか、地形が急峻であるとか、農地が當時温潤であるとか、

潮風または飛砂による災害を受けるとか、あるいは、しばしば干害を受けた等自然的条件に恵まれず、農業生産力が著しく劣っている地帯であります。

して、これら地帯の自然的条件を克服し、農業生産力を高め、農業經營の安定向上をはかるため、昭和二十六年三月に積寒法が、また、二十七年五月に急傾斜法が、そして同年十二月に湿田单作法が制定され、引き続き、翌二十八年三月には海岸砂地法が、さらに同年八月には畑地法が制定されました。

しかしてその後、それぞれの法律について再度にわたり有効期限の延長がはかられて今日に至つて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。さよう決定いたします。

そこで、この際、昭和四十一年三月三十一日限りで失効するこれらの法律の有効期限をさらに二年間延長いたしまして、引き続き事業の推進を行はり、これら法律制定の所期的目的を達成するに遺憾なきを期すべく、ここに、本案を提出いたします。次第でござります。

以上が提案理由及びその内容でござります。

いわゆる積寒地帯等は、自然的、社会的、経済的情状態が劣悪でありまして、これら地帯の農業振興を積極的に促進することは、農業基盤の指向する各種の格差是正をはかる上においてきわめて重要なことであると考えられますので、慎重御審議をお願いいたします。

以上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(仲原善一君) 次に、天災による被害農

林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓營農振興臨時措置法の一部を改正する

法律案を議題とし、本案について提案理由の説明、補足説明を聽取ることにいたします。谷口

農林政務次官。

○政府委員(谷口慶吉君) ただいま提案になります。

した天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓營農振興臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

天災融資法は、昭和三十年に制定されて以来、天災による被害農林漁業者等に対する低利資金の融通に大きな役割を果たしてきたところであります。

この間農林漁業經營の動向に即応し、天災に

による被害農林漁業者等の經營の安定に資するよう数次にわたる改正を行なつてきたところであります

が、昨年度におきましては、各種の天災により各

地に農作物等の被害が生じ、特に北海道において

は、大規模な灾害が発生いたしましたので、これ

らの被害農林漁業者に十分な經營資金を供給する

ため、去る第四十七臨時国会において貸し付け限

度額の引き上げを中心とする天災融資法の改正を行なつたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、昨年の改正は、被害農林漁業者に対する低利資金の融通措置について当面必要と

するものを早急に講ずることを主眼としたため、現段階における天災による被害農林漁業者に対する救済措置としては必ずしも十分とはいがたい

面もあつたのであります。このため、最近におけ

る農林漁業經營の動向等にかんがみ、被害農林漁業者の資金需要の増大に対処し、かつ、被害農林漁業者の負担の軽減をはかり、もつて、被害農林漁業者の経営の安定に資するよう、今回、被害農

第一点は、政令で定める經營資金につきまして

食料品総合小売市場管理会法案反対に関する請願

請願者 東京都墨田区墨田三ノ四三
三 矢沢正男外二千九十九名

三 矢沢正男外二千九十九名
木村禪八郎君

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案（予

備審査のための付託は四月二十一日
一、砂糖の価格安定等に関する法律案（予備審査のための付託は五月十二日）
一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十二日）

加工原料乳生產者補給金等暫定措置法案

(生産者補給交付金の交付)
第五条 事業者は、予算の範囲内で、郡道府県和

事の指定を受けた生乳生産者団体（法第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。）に対

委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは

は加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託を接又は開業の構成員となつており、かつ、全國の区域を管轄地とする。

以下同じ)は係る加工原料等(三認指定に
する農業協同組合連合会その他の者に対するこれらの委託を含む)
係る都道府県の区域内において生産されるもの

に限る。)につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することとする。

（指定の基準）
第七条 第五条の指定は、その申請者が次の各号の要件のすべてに適合している場合でなければならない。
（とかてある。）

（○区域をたゞく）
当該都道府県の区域（その区域の自然的經濟的条件に照らして、これにより難いと認められる場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて、当該区域を分けて○定める区域）内で生産される生乳（以下「当該区域内生産生乳」という。）の販売数量に對し申請者の生乳受託販売に係る当該区域内生産生乳の数量が農林省令で定める相当の割合を占めているか又はその割合を占めることとなる見込みが確実であること。

二 申請者の定款によれば、当該区域内生産生乳の生産者（農林省令で定めるものを除く。）のすべてがその直接又は間接の構成員となることができるとの認められること。

三 申請者の定款において、その生乳受託販売の事業に係る施設についてのその構成員以外の者の利用がその構成員に比して実質的に制限されていないと認められること。

四 申請者の受託規程において、生乳受託販売に係る委託をした者に對して支払う対価の算定の方法、生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法その他の事項が農林省令で定める基準に従い定められていること。

五 第十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

（安定上下限価格等）
（小字及び――は衆議院修正の部分）

第三条 農林大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、粗糖につき、安定上限価格及び安定下限価格並びに国内産糖合理化目標価格（以下「安定上下限価格等」という。）を定めなければならない。

二 安定上限価格及び安定下限価格は、輸入に係

3 国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格と同様の価格として、それぞれ、当該砂糖の価格がその額をこえて騰貴し、又はその額を下つて低落することを防止することを旨とし、粗糖の国際価格の通常の変動の上限及び下限を基準として、粗糖の輸入価格(関税の額に相当する金額を除く。以下同じ。)につき、定めるものとする。

国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、安定上限価格をこえずかつ安定下限価格を下らない範囲で、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標価格を定めることとする。並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の目標生産費を基準とし、政令で定めるため、第五章 削除

第三章の章名中「国内産糖製造事業」を「国内産糖製造事業等」に改める。

第四章及び第五章 削除

第二十一条から第二十八条まで 削除

(国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者に対する勧告)

第三章中第十九条の次に次の二条を加える。

第二十条 農林大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者に対する勧告し、当該事業に係る経営の改善のため、当該事業に係る経営の共同化、国内産ぶどう糖製造施設の整備その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

4 前項の目標生産費は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間ごとに定めるものとする。
大臣は、当該目標生産費を定めようとするときは、甘味資源審議会の意見をきかなければならない。
農林大臣は、安定上下限価格等を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖又はぶどう糖の製造、販売、輸入又は消費に関し学識経験を有する者の意見をきかなければならぬ。

5 農林大臣は、安定上下限価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

6 農林大臣は、安定上下限価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

附 則

(甘味資源特別措置法の一部改正)

第十三条 甘味資源特別措置法の一部を次のよう
に改正する。

〔第三章 生産糖製造事業(第十三条—第十九条)
十四条(第二十三条—第二十八条)〕を「第三章 生
产糖製造事業(第十三条—第十九条)
十四条(第二十四条—第二十八条)」を「第四章 及び
第十三条—第二十条)」に改める。

